

事 業 委 員 会

令和 5 年 9 月 8 日 (金)

事業委員会

日 時 令和5年9月8日（金）午前10時00分開会—午後2時34分閉会
場 所 役場3階 第二委員会室

出席委員 道工委員長、出口副委員長、大里、松尾、坂原、奥野、谷崎、竹原

傍聴議員 早川、中原、谷地、瀧見

出席理事者 田代町長、中口副町長、上田副町長、古橋教育長
川端まちづくり戦略室長兼町長公室長、西総務部長・会計管理者
相馬財政改革部長、奥都市整備部長、栞山総務部理事兼財政改革部理事
寺田企画政策推進監、吉田都市整備部理事
小坂都市整備部副理事兼土木下水道課（土木担当）課長兼二国推進課長
奥田都市整備部副理兼土木下水道課（下水担当）課長
佐々木都市整備部副理事兼建築課長、新保産業観光促進課長
岡田企画政策推進担当課長（企画地方創生担当）
廣田まちづくり戦略室理事兼人事担当課長

事務局 増田事務局長

案 件

（1）付託案件について

（2）その他

(午前10時00分 開会)

道工委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから、事業委員会を開会いたします。

本日の出席委員は8名、全員でございます。

理事者につきましても全員出席いただいております。ありがとうございます。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立いたしました。

これより、事業委員会を開きます。

なお、携帯電話はマナーモードに設定願います。

また、理事者から報告事項がありますので、委員会終了後、引き続き協議会を開催いたします。よろしく願いいたします。

初めにお諮りいたします。

ただいま連絡を受けました傍聴許可の申出に対して許可したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

道工委員長 異議なしと認めます。傍聴をお願いいたします。

それでは、9月6日の本会議において、本委員会に付託を受けました案件7件の審査を行います。

これより議事に入ります。

なお、発言者につきましては、必ずマイクのスイッチを入れてから発言をお願いいたします。

また、理事者の発言は、所属部署と氏名を言ってからお願いいたします。

私が質疑するときは、副委員長に委員長の職務を代わっていただきますので、よろしくご理解をお願い申し上げます。

議案第37号「令和5年度岬町一般会計補正予算（第5次）」についてのうち、本委員会に付託されました案件について議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

新保課長。

新保産業観光促進課長 「令和5年度岬町一般会計補正予算（第5次）」のうち、当委員会に付託された案件についてご説明いたします。

委員会資料の1ページをご参照ください。

14分担金及び負担金、2分担金農業費分担金といたしまして、43万2,0

00円を増額補正するものです。

内容といたしましては、多奈川地区にある上の宮池改修工事に充当する目的で、上の宮池管理グループから受益者負担金として収入するため池施設改良事業分担当金でございます。

詳細については、歳出でご説明いたします。

小坂土木下水道課（土木担当）課長 続きまして、16国庫支出金、2国庫補助金、道路橋梁費補助金といたしまして、170万4,000円を減額補正計上するものです。

内容としましては、社会資本整備総合交付金（道路整備等）を仮称町道岬園連絡線整備事業費に充当するものです。

なお詳細につきましては、歳出でご説明させていただきます。

続きまして、17府支出金、2府補助金、土木管理費補助金としまして、180万6,000円を増額補正計上し、地域調査経費に充当するものです。

なお詳細につきましては、歳出でご説明させていただきます。

道工委員長 岡田課長。

岡田企画政策推進担当課長 委員会資料の2ページをご覧ください。

20繰入金、1基金繰入繰入金、多奈川地区多目的公園管理基金繰入金といたしまして、471万4,000円を増額補正を行うものです。

内容につきましては、災害復旧費で計上しております多奈川地区多目的公園災害復旧費の経費に充当するものでございます。

詳細につきましては、歳出で説明させていただきます。

道工委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 森林経営管理基金といたしまして、355万1,000円を増額補正するものです。

内容といたしましては、道の駅みさき周辺整備工事設計業務委託料及び犬飼地区樹木伐採業務委託料について、森林環境譲与税を活用して実施するため、基金の繰入れを行い、歳出予算の道の駅整備事業費及び一般道路整備費に充当するものでございます。

詳細については、歳出でご説明いたします。

続きまして、22諸収入、4受託事業収入、商工費受託事業収入といたしまし

て、143万7,000円を増額補正するものです。

まず、海釣り公園道の駅受託事業収入、大阪府受託事業といたしまして、26万1,000円を増額するものでございます。

内容といたしましては、海釣り公園道の駅受託事業収入、大阪府受託事業として、大阪府の施設である道の駅とつとパーク小島の駐車場や、24時間トイレなどの維持管理業務に係る受託収入額の確定に伴い、増額補正を行うものでございます。

続きまして、道の駅みさき受託事業収入、国受託事業として、117万6,000円を増額補正するものでございます。

内容といたしましては、道の駅みさき受託事業収入として、国と一体型で整備した道の駅みさきの国の施設部分の維持管理業務に係る受託収入額の確定に伴い増額補正を行うものです。

また、今回の増額分、117万6,000円の歳出への振り分けにつきましては、道の駅みさき運営事業費に107万8,000円を、商工総務費人件費に9万8,000円を充当することとしております。

なお、詳細については歳出でご説明いたします。

道工委員長 小坂課長。

小坂土木下水道課（土木担当）課長 委員会資料3ページをご参照ください。

続きまして、23町債、1町債、道路橋梁債としまして、60万円を減額補正計上するものでございます。

内容といたしましては、町道整備事業債として110万円を増額補正計上し、一般道路整備費に充当するものです。

次に、町道整備事業債過疎対策として170万円を減額補正計上し、仮称町道岬苑連絡線整備事業費に充当するものです。

なお、詳細につきましては、歳出でご説明させていただきます。

以上、当委員会付託分としまして、963万6,000円を増額補正計上するものです。

道工委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 続きまして、歳出についてご説明いたします。

委員会資料の4ページをご参照ください。

6 農林水産業費、1 農業費、ため池管理費として、86万5,000円を増額補正するものです。

8 ページの場所図を併せてご参照ください。

場所につきましては、多奈川西地区の上の宮池でございます。内容といしましては、上の宮池は、余水吐の寸法が小さく、近年頻発する豪雨や台風などの災害に備え、十分な排水機能を確保するため、余水吐を改修するものです。

なお、歳入でご説明いたしましたとおり、回収に当たっては、受益者である上の宮池管理グループよりため池施設改良事業分担金を徴収し充当するもので、負担割合は2分の1となっております。

道工委員長 奥田副理事。

奥田都市整備部副理事 続きまして、2 林業水産業費、漁業集落排水事業特別会計繰出金としまして、28万円を増額補正計上するものです。

内容としましては、漁業集落排水事業特別会計における小島浄化センターの流量調整槽の微細目スクリーンの修繕料としまして、漁業集落排水事業への繰出金を28万円増額補正計上するものです。

道工委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 続きまして、7 商工費、1 商工費、商工総務費人件費でございます。

先ほど歳入でご説明いたしました、道の駅みさき受託事業収入の確定に伴い、歳入117万6,000円のうち、9万8,000円を、商工総務費人件費に充当することによる財源構成を行うものであります。

歳出予算額に増減はございませんので、補正予算額はゼロとなっております。続きまして、海釣り公園道の駅事業といたしまして、26万1,000円を増額補正するものでございます。

内容といたしましては、海釣り公園道の駅管理委託料でございます。道の駅とっとパークの維持管理業務につきましては、施設管理者である大阪府から本町が業務を受託し、これを本町から道の駅に併設する海釣り公園の指定管理者に業務委託しております。

この維持管理業務委託料は、本町と大阪府との間で協定を取り交わし算出されるものですが、本町の予算編成後に委託料の額が確定することから、例年、当初

予算の要求に当たっては、概算額により行っております。

今回確定した委託料額と当初予算要求額に差額が生じ、予算に不足が生じたことから、増額補正するものです。

委員会資料の5ページをご参照ください。

続きまして、道の駅みさき運営事業費といたしまして、107万8,000円を増額補正するものです。

道の駅みさきの施設のうち、国が施設管理者となる情報提供施設、トイレ等駐車場の清掃ごみ処分、浄化槽などの維持管理業務につきましては、国から本町が業務を受託し、町はこれを道の駅みさきの指定管理者に委託しているところです。

この維持管理業務委託料は、本町と国との間で協定を取り交わし算出されるものですが、本町の予算編成後に委託料の額が確定することから、例年、当初予算の要求に当たっては、概算額により行っております。

今回確定した委託料額と当初予算要求額に差額が生じ、予算に不足が生じたことから増額補正するものでございます。

続きまして、道の駅整備事業といたしまして、154万5,000円を増額補正するものです。

9ページの箇所図を併せてご参照ください。

場所につきましては、道の駅みさきに隣接する稲荷池周辺でございます。

内容といたしましては、道の駅みさきに隣接する稲荷池周辺の空き地を休憩所等として整備するため設計業務を委託するものです。

この稲荷池周辺の整備につきましては、周辺の景観を生かした整備を行い、道の駅みさきの休憩機能を補完するものとして当初から計画されていたものでございます。

なお、歳入でご説明いたしましたとおり、今回設計を行う周辺整備工事につきましては、森林環境譲与税の木材利用事業として実施する予定であり、設計業務にも同様に活用できることから、森林経営管理基金繰入金を充当するものです。

道工委員長 小坂課長。

小坂土木下水道課（土木担当）課長 続きまして、8土木費、1土木管理費、地籍調査経費としまして、240万9,000円を増額補正計上するものでございます。併せて10ページの箇所図をご参照ください。

内容としましては、地籍調査は、主に市町村が主体となって、一筆ごとの土地の所有者、地番地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査です。今回は、淡輪地区Bの地籍調査を行うものです。この地区は、令和5年度に予定していた仮称町道岬園連絡線境界確定業務の箇所であり、地籍調査事業の内示に伴い、同路線の境界確定業務を地籍調査業務で実施することになったことから増額補正を行うものです。

5ページにお戻りください。

次に、2道路橋梁費、一般道路整備費としまして、512万6,000円を増額補正するものです。

内訳としましては、犬飼地区樹木伐採業務委託料としまして、200万6,000円を増額補正計上するものです。

併せて11ページの箇所図をご参照ください。

内容といたしましては、里道時期の法面の樹木が私有地の農地に覆いかぶさっており危険な状態であるため、樹木の伐採業務を行うものです。

また次、5ページにお戻りください。

次に、道路改良事業としまして、117万9,000円を増額補正計上するものです。

内容としましては、過年度の要望の未対応箇所を本年度始めに施行したことや、道路陥没等緊急に対応が必要な箇所があったことにより、現在既に予算がほとんどない状況でありますので、道路陥没等緊急時の要望に対応するための工事費を補正するものです。

次に、町道大福中央線マンホール改修工事としまして、125万4,000円を増額補正計上するものでございます。

併せて12ページの箇所図をご参照ください。

内容としましては、工事箇所は雨水マンホール蓋が路面より飛び出ていることと、周辺の舗装が下がっており、通行に危険な状況になっているため、マンホール蓋の取り替え及び舗装の補修工事を行うものです。

また5ページにお戻りください。

次に、町道東11号線側溝補修工事としまして、68万7,000円を増額補正計上するものです。

併せて13ページの箇所図をご参照ください。

内容としましては、工事箇所は側溝が劣化しており、排水が道路へ染み込み、晴天時でも道路から水が噴き出している状況であるため、側溝の補修工事を行うものです。

続きまして、6ページをご参照ください。

仮称町道美崎苑連絡線整備事業費としまして、340万8,000円を減額補正計上するものです。

内訳としましては、仮称町道美崎苑連絡線境界確定業務委託料でございます。

内容としましては、令和5年度に予定していた（仮称）町道美崎苑連絡線境界確定業務について、地籍調査事業で実施することになったことに伴い、減額補正を行うものです。

続きまして、3河川費、河川水路改修事業費としまして、144万4,000円を増額補正計上するものです。

内容としましては、過年度の要望の未処理箇所を本年度初めに施行したことや、水路時期の破損による道路陥没等緊急に対応が必要な箇所があったことにより、現在既に予算がほとんどない状況でありますので、今後の緊急を要する要望等に対応するために工事費を補正するものです。

道工委員長 奥田副理事。

奥田都市整備部副理事 続きまして、4都市計画費、下水道事業特別会計繰出金費としまして、387万9,000円を増額補正計上するものです。

内容としましては、下水道事業特別会計における受益者負担金納付者が増えたことによる受益者負担金一括納付報奨金の増額、経年劣化によるマンホールポンプのフロートスイッチ1個、水位計2個の修繕料及び大阪・関西万博の成功に向けた機運醸成の一環として、岬町も参画するに当たり、万博マンホール蓋3個の購入費としまして、下水道事業特別会計への繰出金を387万9,000円を増額補正計上するものです。

道工委員長 岡田課長。

岡田企画政策推進担当課長 続きまして、11災害復旧費、1公共土木施設災害復旧費、多奈川多目的公園災害復旧費といたしまして、12万4,000円を増額補正するものです。

内容としましては、いきいきパークみさきで発生した地滑りに関し、公共土木施設災害復旧に係る国庫負担決定を受け、災害復旧工事を実施するに当たり、10月から大阪府職員の派遣を要請しており、府庁等への出張旅費として、普通旅費2万6,000円。また、大阪府派遣職員用として、災害対策本部用防災服及び通常作業服を購入し貸与するため、消耗品費9万8,000円を増額補正するものです。

7ページをご覧ください。

同じく、多奈川地区多目的公園災害復旧費、人件費としまして459万円を増額補正するものです。

内容としましては、大阪府職員の10月から来年3月までの6か月間の人件費で、内訳は、給料261万1,000円、職員手当等197万円9,000円でございます。

職員派遣の業務内容を説明させていただきます。平成29年10月の台風第21号、平成30年7月豪雨等、記録的な雨量により、いきいきパーク内の公園施設が被災し、地滑りによる変状が確認されました。こういった状況を受け、地滑り範囲、すべり面等の細部にわたる地滑り機構の解明を進め、このたび国土交通省による災害査定を受験し、認められたため、令和5年10月から令和7年11月までの26か月間の期間において、災害復旧工事を行うことになりました。

工事費総額として、8億7,148万6,000円を見込んでおります。

工事に当たっては、工事の管理監督を行う者を配置する必要があり、本町においては、同規模の工事施工経験がなくノウハウを持ち合わせていないため、町職員のみで管理監督を行うことは困難な状況でございます。このようなことから、工事の円滑な遂行のため、大阪府職員の豊富な知識と経験、情報、見識の上に立った適切な受注者への指示、確認等を行っていただき、町職員と協力しながら、当災害復旧工事完了までの期間、管理監督に係る業務に従事していただくものです。

本災害復旧工事に係る経費につきましては、多奈川地区多目的公園管理基金からの繰入金を全額充当するものです。

以上、当委員会付託分、計1,819万3,000円を増額補正計上するものです。

道工委員長 小坂課長。

小坂土木下水道課（土木担当）課長 続きまして、地方債補正（変更）についてご説明いたします。

今般の補正に伴い、起債の限度額を変更するものです。

内容といたしましては、町道整備事業の限度額を補正前2,740万円、補正後2,850万円に、町道整備事業（過疎対策の限度額）を補正前5,000万円、補正後4,830万円に変更するものです。

道工委員長 ただいまの説明に対して質疑等ございませんか。奥野委員。

奥野委員 歳出予算書、資料の5ページの道の駅みさき整備事業費、道の駅みさき周辺整備工事設計委託料、これについてお尋ねします。別紙に箇所図、9ページ、この図を見ているのですけれども、稲荷池ですか、これはよってに上がっていく道の右側になるのですか。まずそれをお願いします。

道工委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 ただいまの奥野委員のご質問にお答えします。

稲荷池の位置につきましては、委員ご発言のとおり、よってに上がっていく道路右側の部分にある池になっております。

奥野委員 この地図でいくと、その上がっていく道が明示されていないので少し分かりにくかったのですが、結局、あの建物からは道の向こうということは、何かまた橋か何かもかけるようなことになるのでしょうか。

道工委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 奥野委員のご質問にお答えいたします。

道を挟んでという形にはなっており、現在の計画では、先ほどご説明させていただいたとおり、休憩施設であるとか、あずまや的なものを整備するという形で考えておまして、橋等を設置する考えは、今のところございません。

道工委員長 新保課長、どこから入っていくかと聞いていますから。

奥野委員 それもあります。

新保産業観光促進課長 稲荷池へのアクセスですけれども、道の駅のよってに上がっていく道を、一回上がり切って、ちょうど町道のほうに抜ける分岐、左側に行くよっての店のほうに行く部分と、右側のほうに行くと、町道にアクセスする道があると思うんですけれども、その部分を右側に行きますと、コンクリート

の通路がございまして、そこを歩いていきますと、稲荷池のところにアクセスできるような形になっております。

道工委員長 奥野委員。

奥野委員 ちょっとまだイメージはわからないのですけれども、この池を中心に休憩場という説明であったと思うのですが、具体的にどういうイメージか、休憩所というのが、船を浮かべるとか、何かそんな感じでしょうか。

道工委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 今回の休憩所の整備につきましては、木材を利用してということで想定しております。したがって、先ほどもご説明しましたとおり、森林環境譲与税を充当して、木材を生かしたベンチでありますとか、休憩施設などを設置する予定で考えております。

道工委員長 奥野委員。

奥野委員 ちょっとまだ分かりにくいのですが、その池とその周辺の山も、当然、森林環境譲与税を使うので、山も使うということで、これは池も個人の池になるのですか。その辺はどうですか。

道工委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 奥野委員のご質問にお答えします。

今、奥野委員から、山の整備というお話があったかと思うんですけれども、今回、その山の整備ではありません。森林環境譲与税の使途が幾つかございまして、山林の整備以外にも、実際にその木材を活用して何かベンチを作るでありますとか、木材製品を作るなど、木材活用という項目も森林環境譲与税の中にはございます。今回はそういったその木材活用の観点から休憩所を整備して、道の駅みさきの稲荷池周辺に整備を進めていく形になっておりますので、山の整備までは考えてないというところでございます。

道工委員長 奥野委員。

奥野委員 その木材を使って何かをされるとということで、当然、何か広場的なものもそこには作られるのではないかと思われるのですが、その辺がもう少し分かれば教えていただけたらと思います。

道工委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 詳細については、今後また設計事業者等が決まりましたら検討し

ていく形になると思いますけれども、池の周辺にちょっとした通路がございますので、そこにベンチを並べたり、あと池とその通路のところに今何もない状態ですので、例えば木柵を設置したりでありますとか、あと休憩できるようなあずまや、こういったものの設置を担当課としては想定しております。

それと底地につきましては、民有地ではなくて、国の所有地など公共的な所有になっております。

道工委員長 奥野委員。

奥野委員 この件については、設計が出来次第、またその図面も見せていただけたらと思います。

もう一点、下の犬飼地区の伐採業務委託料で、箇所図11ですかね。これはもう本当に山裾だけの伐採ということの説明であったと思うのですが、逆に山まで何メートルぐらい入るようなものなのですか。

道工委員長 小坂課長。

小坂土木下水道課（土木担当）課長 奥野委員のご質問にお答えいたします。

11ページの箇所図の犬飼地区伐採業務ですけれども、黒い線のところが里道になるんですけども、まず平らな畑がありまして、見た目は山の斜面ですけれども、約1メートルぐらい上がったところに里道、道がございます。その約1メートルの高さの範囲につきまして、里道が1メートル上がったところにありまして、法面があつて畑になります。その里道部分とのり面部分の樹木の伐採を行う業務委託料になります。

道工委員長 奥野委員。

奥野委員 この犬飼地区で以前、共有山というのですか、共有の山の手入れがあつたように記憶しているのですが、それとこれは関係していなかったのですかね。

道工委員長 小坂課長。

小坂土木下水道課（土木担当）課長 今回の業務は、そういう業務とは一切関係ございません。町の管理している里道部分の伐採業務になります。

道工委員長 奥野委員。

奥野委員 以前、伐採というか、手入れされたところはこれよりも少し上ということですか。この辺りでしたよね。

道工委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 奥野委員のご質問にお答えいたします。

今、ご質問いただいている内容が、以前に実施しました東畑のいきいきパークの近くの、林道粉谷線付近の森林の間伐のことかなと思っております。ですので、多目的公園寄りのところについては、以前間伐を行った状況になっております。

道工委員長 よろしいですか。奥野委員。

奥野委員 ということは、この近くの山でなく、もう少し離れたところで今、伐採されたということですか。

道工委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 奥野委員のご質問にお答えします。

もう少し離れた位置になっております。

道工委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 ただいまのご質問で、両方伐採というような感じで受け取られているかもしれませんが、以前に実施したのは、東畑森林会さんが植林された樹木の間伐作業をするために実施したものです。

今回実施するのは、里道に隣接する土地に木や雑草が伸びて所有者さんに迷惑がかかっていることから、その部分の伐採をするというふうにご理解いただきたいと思います。ですので、別のお話になります。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 この道の駅みさき周辺整備工事設計委託料についてお伺いしたいのですが、その前に、この池周辺を整備することなので、恐らくもう少し高いところにあって、そこを開発することによって見晴らしがいいのかなど思ったりするのですけれども、そういった目的であるのか、見晴らしがいいのかということをお聞きしたいのと、あと、先ほど国の所有地だということをお伺いしたのですが、私たち上としては、今回も森林経営管理基金を使うということなので、国から管理とか、活用を町に委託してきて、町が管理して活用するからこういう形にするということの認識でいいのか。お答えください。

道工委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 松尾委員のご質問にお答えいたします。

まず1点目の見晴らしの部分につきましては、池のところからちょうど府道を挟んで大阪湾のほうも見張らせるような場所になっておりまして、ロケーション

はいい場所になっております。また池には少し蓮の花も咲いておりまして、きちんと整備することによって、利用者の方に休憩していただけるような場所になるのではないかなと考えております。

また2点目のご質問ですけれども、今回、土地の所有は国とか町になっているんですけれども、今回は国から委託を受けるという形ではなくて、町に入ってきた森林環境譲与税を活用して、木材活用という観点から、その譲与税を使ってベンチであるとか、休憩施設を整備しまして整備を進めていくという形になっておりますので、町が主体となって事業を進めるものとなっております。

道工委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 1点目の質問は、道の駅には、多くの利用者にお越しいただいておりますので、新保が申し上げましたとおり、受入れ環境を整備して、道の駅の地場産品やお弁当とかを買っていただいても、そこでお弁当などを広げて休憩するようなスペースがあまりないものですから、そういうことを実施していこうというものでございます。

また、所有者ですけれども、一定国の所有地もありますけど、池自体は確か町の所有だったというふうに認識しております。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 そうしましたら、管理も道の駅事業者に管理していってもらうという形になるのですか。

道工委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 こちらの部分については、今の国との協定書の部分からは外れていたかと思っておりますので、町で管理していく形になるのかなとは思っておりますが、その点については、また今後検討していきたいと思っております。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 その管理については、いろいろ公園の管理もあるし、今どんどん増えている中で、職員さんも大変な苦勞をなさっているのではないかと思うのです。この辺り、その管理のことも考えて、では作るのか、作らないのかという判断をしていただく必要があるのかなと思いましたので、その辺り、スキームがどういうふうになっていくのかというのは、また分かった時点でお知らせいただいて判断させていただきたいと思っております。

森林経営管理基金のことについて少しお伺いしたいのですが、近年、今回のこの犬飼地区の樹木伐採のこともあります。個人で山を持たれているとか、山林を持たれている方がお年を召されて、その管理も行き届かなくなって、ただでも、公道とか道とかに覆いかぶさってきた樹木があったりするとか、そういったシチュエーションの中で、町が代わりにその管理をして、この基金を使って管理をしていけるのかどうかというのをお聞きできたらと。多分、犬飼地区がそれに当たってくるのかと思ったりしたのですが、その辺りの見解を教えてください。

道工委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 ただいまの松尾委員のご質問にお答えいたします。

現在の町では、岬町の林業活性化推進協議会というところ、これは山林所有者の方とかが集まられて、いろいろご意見聞いたりとかする場になってるんですけども、そういったところでご意見を聞きながら、どういった間伐をやっていたほうがいいのか、危険木を伐採したほうがいいのか、そういうご意見いただきながら、進めているというのが現状でございます。

その上で、個人の所有する山林の樹木の伐採というところまでは、今、町として直接タッチできているかという、そういうところではございません、今後そういったお話があれば、またお伺いしていくような形にもなるかもしれませんが、現状としましては、山林所有者の団体さん等から意見を聞きながら進めているというのが現状でございます。

道工委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 ただいまのご答弁にもう少し補足させていただきます。

森林経営管理法という法律がございまして、この法律では、基本的には植林された樹木の間伐などが対象になっております。ですので、自然林は対象外になるということになっておりまして、町内でいいますと、この間実施したのが東畑森林組合で、財産区なども含めていいということになっておりますので、植林したけども高齢になって管理が行き届かないという声が多くありますので、そういう意味でも、地球温暖化の話から始まっていますけども、きっちりと森林の管理をしていく必要があるということからこの税が発足してまして、それに合わせ制度化されているということでもあります。

それで新保が申し上げましたとおり、優先順位等を決めるに当たって、うちの

林業活性化推進協議会がありますので、そちらと対話をしながら優先順位を決めて実施しているところということになります。

それ以外に税の活用として、危険倒木など生活に支障を来している場合は税を充て除去していいよとか、先ほど言ったように、植林した樹木の間伐を行ったり、大阪府産や、地元産の樹木を使ってベンチを作ったり、そういう木材利用を促進する取組をやってくても結構ですよというような制度になっています。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 ホームページを見たときに、個人で持たれている山林ということも書いていた気がしたのです。それでいくと、植林ではなくても、自然林で所有されている個人でも適用できるのかと、多分、国のホームページを見たと思うのですけれども、解釈したのです。それであると適用できるのかと思ったのですけれども、そうではないということですか。

道工委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 実際、本町の中で山をお持ちの方から大雨があつて、土砂と一緒に樹木が流れて、その処理を何とか公費でやってもらえないかというご相談を受けたことがあつて、森林環境譲与税を活用できるかということ国の方に問合せをさせてもらったことがあります。結局は駄目だったんですけれども。ですので、そういうお話は多いので、税の使いみちを緩和していただけるよう要望を続けていきたいと考えております。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 そういう案件があつて、吉田理事から国へ問合せをして、何とかできないかという、そのアクションがあつたということは、本当に評価できると思います。今後も困っている住民さんのために、何とか森林環境基金を使えるかどうかというのを要望していただきたいと、これは要望しておきたいと思います。

道工委員長 他にございませんか。竹原委員。

竹原委員 私から2点あります。2点とも従前からの森林の経営管理基金繰入金のお話でございます。

道の駅に木材を使って整備する計画ですが、その木材の調達先といいますか、できたら大阪府さんというよりも、もっと限定して、岬町産の、できれば間伐材とか、そういうのをを使って整備していただきたいと思いますので、そういう気持

ちで進めるのかどうかというのが1点。

そしてもう一点、今後、こういう森林のことに关して取り組んでいく業者も必要なのですが、森林事業に管理する従事者の育成というのが必要になってくるのかと思っております。森林環境譲与税の財源として、森林に携わる従事者がいることによってその費用が増えるとも聞いておりますので、その従事者を育成することに関して、何か取り組まれる考えはないのかというのをお聞きしたいと思います。2点お願いします。

道工委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 竹原委員のご質問にお答えいたします。

まず1点目の岬町産の間伐材のお話でございますけれども、岬町は山の多い地域ですので、その地元産でありますとか、少なくとも大阪府さんとか、その調達先についてはできるだけ地元のものを使えたら一番いいかなと思っておりますけれども、なかなか実際に製品に使える木材がどこまであるとか、そういったところは検討が必要であるかと思っておりますし、担当課としては、町産の木材が使えれば一番いいなという思いは持っておりますので、その点をご理解いただければと思います。

また2点目の、森林に関する人材の育成の件ですけれども、こちらについては、町内で林業に従事されている方が、確か統計ではなかったかと思うんですけれども、森林環境譲与税で人材育成という観点の項目もございますので、今後、岬町でそういう林業をやりたいとか、実際にそういったプレーヤーが出てきましたら、譲与税の活用も検討できるのかなと思っておりますので、今後そういうお話があれば検討できればなど担当課としては思っております。

道工委員長 谷崎委員。

谷崎委員 11ページの図ですが、半分こちらに住んでいるのですけれども、なかなか場所が特定しにくい、竹原議員の発言前にやっと場所が分かりました。

小縮尺というのですか、もっと小さな全体が見通せる図をつけていただくとか、まさかこういうところ業務延長でやるとは思ってもみないところで、意外でしたのですけれども、よろしくお願ひいたします。

道工委員長 要望ですね。他にございませんか。坂原委員。

坂原委員 2点、確認をお願いします。委員会資料4ページの、ため池管理費のところ

す。

これは上の宮池の改修工事費用ということですが、先ほどの説明ですと、排水の設備か何かの工事と聞きましたが、もう少し詳しく教えてもらえませんか。

道工委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 坂原委員のご質問にお答えさせていただきます。

今回、改修を予定しておりますのが、余水吐という池にたまった水が一定の水位に達しますと、その余水吐を通して池の外に流れていくことによって、池の水が堤体を越えて外にあふれていかないようにするための水路の改修になっております。ですので、池の中に一定の水がたまったら放水される水路を今回改修するというような、そういうイメージでお考えいただけると幸甚です。

道工委員長 坂原委員。

坂原委員 別に池の排水といいますか、池から水があふれるとか、そういう危険性があるって修繕という意味ではないのですね。じゃあ、いいです。

このため池というのは町内に幾つかあると思うのですが、当初は、このため池というのは畑、田んぼを養う水というのでため池だったのですよね。このため池は、この池の下のほうでまだ畑とか田んぼをしているのですか。

道工委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 坂原委員のご質問にお答えします。

このため池につきましては、この下流で農業をされてる方がいらっしゃるということで、この池の水が使われていると聞いております。

道工委員長 坂原委員。

坂原委員 こことは関係ないのですが、町内にため池がかなりありますので、その管理のほうもしっかり併せてお願いしておきます。

もう一点ですが、委員会資料5ページの地籍調査経費です。これは歳入と歳出でそれぞれの説明がありましたが、これは私の理解の範囲では、(仮称)町道美崎苑連絡線整備事業、これに関することかと思うのですが、当初は美崎苑の整備のために、町独自で境界確定の作業をしようとして予算も確保していたと、それをこの地籍調査というのがあるので、そこに入れて、そちらのほうで一緒にするとなったという考え方でいいのでしょうか。まずそれをお願いします。

道工委員長 小坂課長。

小坂土木下水道課（土木担当）課長 坂原委員のご質問にお答えいたします。

まず美崎苑連絡線ですけれども、委員おっしゃるとおり、当初は境界確定業務で境界を明示して用地等を確定して、その部分を道路用地として、分筆等を行う予定でございました。しかし、この地籍調査、今回の淡輪B地区になるんですけれども、将来的にここは地籍調査をやる予定の範囲になっておりまして、国のほうで先に官民先行調査といいまして、基準点などはもう国のほうで先に打っていただいております。残り、町の作業としましては、各個人の土地を境界明示、測量をやって進めていく作業があったんですけれども、そちらを美崎苑連絡線の事業がございまして、地籍調査をもっと後の年度にやる予定だったんですけれども、前倒して、大阪府に相談したところ予算つけていただけたということになりましたので、今回、地籍調査事業として実施して、境界も確定していきたいと思っております。

道工委員長 坂原委員。

坂原委員 ちょうどまい具合になってよかったと思うのですが、ただ町道美崎苑連絡線のピンポイントで、その境界確定をする作業と、今回、この淡輪B地区と、かなりこれは広範囲になりますよね。広範囲の地籍調査、これも境界確定になるのですよね。それなので、当初予定していた美崎苑連絡線の境界確定が遅くならないか心配するのですが、それで美崎苑の整備事業全体的にスケジュールが遅れたりしないかなと心配するのですが、その辺はいかがでしょうか。

道工委員長 小坂課長。

小坂土木下水道課（土木担当）課長 坂原委員のお話のとおり、確かに確定範囲がかなり広がっておりまして、その辺は確かに業務量としましては増えておるところですけれども、今年度、再任用で都市整備部に職員を配置していただいたりとか、そちらの方が増えておりますのです、再任用の方を中心に今回の地籍調査、将来的にはどちらにもやらなきゃいけない地区でございましたので進めていこうと考えておりまして、工期的に事業のスケジュール的には遅れないように進めていきたいと考えております。

道工委員長 竹原委員。

竹原委員 委員会資料6ページ、7ページで、多奈川地区多目的公園災害復旧費ということで、岡田課長のほうから説明を受けました。その中で、平成29年の台風21号や平成30年の豪雨によって多目的公園が地滑りを起こし、それに対応する工

事が今後、8億7,000万円幾らという工事をするためということで、職員に来ていただいてということでございますが、この財源となっている多奈川地区多目的公園管理基金というのは、自分の認識によると、その多目的公園の収入の中から捻出している、町が3割、財産区3割、その間の4割のところを充当している基金だと思っておりますが、そこから職員の費用を負担しなければならないというのは、ちょっと筋が違うのではないかと思いますのですが、大阪府や国のほうから8億何千万円の費用がかかる工事をするのであるならば、そちらのほうから職員を派遣してもらうというのが筋ではないかと思うのですが、そういうところの考え方というのはいかがでしょうか。

道工委員長 寺田企画政策推進監。

寺田企画政策推進監 今回、多目的公園の基金を一時的に充当するという形になってはございますが、例えば、職員の派遣につきましては、特別交付税で8割措置されることとなります。また、工事費の事務経費として、工事費総額に対して2%が事務費として、補助金として岬町に交付されると。また2%のうちの半分、0.5%も特別交付税として町に交付されるということで、現在、工事費が8億何ぼ、入札をしまして、一定額は落ちると思うんですけど、その費用の2%、それが特別交付税で、先ほど補助金と言いましたけど、特別交付税で措置されるという形になりますので、人件費につきましては、現在は基金から繰入れて財源として充てておるんですけど、最終的には特別交付税等で措置されるというふうにご理解いただければなと思います。

竹原委員 分かりました。

道工委員長 他にございませんか。

松尾委員。

松尾委員 この件で、一般職給として261万1,000円とか、いろいろ書かれているのですけれども、この一般職給の中身というか、何人来られて、どういうことをされるのかというのをもう少し教えていただけますか。

道工委員長 寺田政策推進監。

寺田企画政策推進監 大阪府の土木技術系の職員さん1名が10月より岬町のほうに派遣されるということになります。

主な業務内容なんですけど、管理監督業務というのが、業務内容としてはそう

いう役割を担っていただくんですけど、工事に関して、例えば、現場に行って資材の確認とか、また、設計変更とか、期間が長いので、そういうことがあれば、設計の変更とかの業務を担っていただくというところになります。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 そしたらイメージ的に、府から出向で来られる。その期間だけ、今までだったら府から支給されるお給料というのを岬町が代わりに支払うというイメージでいいですか。

道工委員長 寺田企画政策推進監。

寺田企画政策推進監 一時的に町のほうが、大阪府から出向される職員につきましては、町のほうからその費用を負担して、後で特別交付税等でその分をまたこちらに歳入されるという形になります。

道工委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ございませんか。反対ございませんね。

竹原委員。

竹原委員 賛成の立場で討論させていただきます。

道の駅みさきの活性化のためにいろいろ考えていただいて、そして答弁の中では、岬町産の木材を使う意思も示されました。森林の活性化は、もう岬町から避けて通れないところでもございますし、そういうところにしっかりと取り組まれているといったことを判断させていただいて、賛成とさせていただきます。

道工委員長 他にございませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第37号「令和5年度岬町一般会計補正予算（第5次）」についてのうち、本委員会に付託されました案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

道工委員長 賛成全員でございます。満場一致であります。

よって、議案第37号のうち、本委員会に付託された案件は可決されました。

議案第38号「令和5年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第1次）」についてを議題とします。

本件について担当課から説明を求めます。

奥田副理事。

道工委員長 奥田副理事。

奥田都市整備部副理事 委員会資料の14ページをご参照ください。

令和5年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第1次）についてご説明いたします。

内訳としましては、1繰入金、1一般会計繰入金、一般会計繰入金としまして、387万9,000円を増額補正計上するものです。

内容としましては、下水道事業受益者負担金、一括納付納付報奨金、マンホールポンプの水位計等の修繕料、万博マンホール蓋購入費に伴う財源調整です。

続きまして、4諸収入、2雑入、雑入としまして10万円を増額補正するものです。

内容としましては、万博マンホール蓋の製作、設置に伴う助成金です。

以上、当委員会付託分としまして、397万9,000円を増額補正計上するものです。

続きまして、委員会資料の15ページをご参照ください。

歳出としまして、1総務費、1下水道総務費、一般管理費としまして、4万9,000円を増額補正計上するものです。

内容としましては、当初、受益者負担金を地目が農地でしたので不可保留していましたが、宅地に変更になったことにより、受益者負担金が発生し、受益者負担金納付者が増えたことにより、一括納付報奨金が必要になりましたので、4万9,000円を増額補正計上するものです。

続きまして、2事業費、1下水道事業費、公共下水道事業費の計上分としまして、362万2,000円、公共下水道費の臨時分としまして30万8,000円を増額補正計上するものです。

公共下水道事業費の計上分につきましては、修繕料を当初、3か年平均の321万3,000円を見込んでいましたが、経年劣化により水位計等が故障したため、修繕料を362万2,000円増額補正計上するものです。

修繕場所につきましては、16ページのナンバー3マンホールポンプ場のフロートスイッチ、ナンバー18マンホールポンプ場の水位計、17ページのナンバー32マンホールポンプ場の水位計を取り替えるものです。

公共下水道事業費の臨時分につきましては、大阪・関西万博の成功に向けた機運醸成の一環として、岬町も参画し、万博マンホール蓋を製作、設置するものです。万博マンホール蓋3個の購入費としまして、30万8,000円を増額補正するものです。

設置場所は、淡輪、深日、多奈川地区です。淡輪につきましては、淡輪駅前の車道部、深日地区につきましては、深日港駅付近の府道の車道部、多奈川地区につきましては、多奈川駅付近の府道の歩道部を考えています。

当委員会付託分としまして、397万9,000円を増額補正計上するものです。

道工委員長 ただいまの説明に対して、質疑等ございませんか。

松尾委員。

松尾委員 15ページで、万博マンホール蓋購入費で3か所と説明があったかと思えます。

これについては、先日の2日目、中原議員も、万博蓋でいくと、これ大体1台10万円ぐらいしているということなのですが、1台当たり、通常のマンホール蓋は幾らかというのを私も知りたいので、それをお伝えいただきたい。

道工委員長 奥部長。

奥都市整備部長 お答えさせていただきます。

通常マンホール蓋につきましては、税込みで、7万7,000円ぐらいがマンホール蓋の購入費用になると聞いております。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 分かりました。

次に、その万博マンホールを作ることについてですけれども、他市町でも同じような動きがあると思うのです。他市町であれば、大体1個購入というのが多くて、その1個を一時期どこかに展示したり、要は子どもたちにも見ってもらったり、

触れられるかどうか分からないですが、そういうふうな対応を自治体でしているということもあるのですけれども、岬町はそうではなく、もうすぐ設置するという考えでしょうか。

道工委員長 奥田副理事。

奥田都市整備部副理事 マンホール蓋につきまして、岬町につきましては設置で考えております。委員おっしゃるとおり、大阪市さん等につきましては、展示しているところもございます。市町村につきましては、展示しているところは少なく、ほとんどの市町村が設置しております。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 これは要望ですけれども、せっかくの機会ですし、一時期程度でも展示されて、機運の醸成にもなると思いますし、展示をできたら、要望しておきたいと思えます。

道工委員長 要望で終わります。

奥野委員。

奥野委員 今の松尾委員の関連で、万博マンホールの件で、もう既に蓋ができているというような感じなのですけれども、ここに参考資料としてデザインだとかつけてもらったらく分かったかなと思いますので、後ほど結構ですので、資料をいただけたらありがたいです。どういう蓋のデザインなのかということです。

道工委員長 奥田副理事。

奥田都市整備部副理事 制作につきましては、岬町の制作はまだなんですけれども、万博のデザインが解るものがございますので、それをお渡しするような形でよろしいでしょうか。

道工委員長 それでは、そういうことでよろしく申し上げます。

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第38号「令和5年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第1次）」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

道工委員長 満場一致であります。

よって、議案第38号は本委員会において可決されました。

議案第39号「令和5年度岬町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1次）」についてを議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

奥田副理事。

奥田都市整備部副理事 委員会資料の18ページをご参照ください。

令和5年度岬町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1次）についてご説明いたします。

内訳としましては、1繰入金、1一般会計繰入金、一般会計繰入金としまして、28万円を増額補正するものです。

以上、当委員会付託分としまして、28万円を増額補正計上するものです。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

歳出としまして、1総務費、1漁業集落排水総務費、一般管理費としまして、28万円を増額補正計上するものです。

内容としましては、経年劣化による小島浄化センターの流量調整槽の微細目スクリーンを修繕するものです。

場所につきましては、19ページの小島浄化センター内の流量調整槽の微細目スクリーンです。

当委員会付託分としまして、28万円を増額補正計上するものです。

道工委員長 ただいまの説明に対し、質疑等ございませんか。

（「なし」の声あり）

道工委員長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第39号「令和5年度岬町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1次)」
について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

道工委員長 満場一致であります。

よって、議案第39号は本委員会で可決されました。

議案第44号「工事請負契約の変更について(令和4年度町道西畑線道路改良
工事(その2))」を議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

小坂課長。

小坂土木下水道課(土木担当)課長 議案第44号「工事請負契約の変更について(令和
4年度町道西畑線道路改良工事(その2))」の補足説明をさせていただきます。

議案書に添付しております参考資料の1ページをご参照ください。

1ページ、位置図であります。本工事の施工箇所は、多奈川西畑池谷地区の
町道西畑線のバイパス工事になります。

全体整備延長360メートルのうち、北側の280メートルが今回の工事延長
となります。

次に、2ページが変更箇所の平面図となります。また、右上部には変更箇所の
標準断面図を記載しております。

続きまして、3ページが変更金額集計表になります。

内容といたしましては、契約金額ですが、当初契約金額が8,415万円、変
更契約金額が1億53万100円、変更増減額は1,638万100円を増額す
るものです。

次に、変更増減項目としまして、大きく3つに分かれております。

1つ目は、工事内容変更に伴う工事請負金額の変更としまして、1,382万
5,900円。2つ目が、建設工事請負契約書第26条第5項単品スライド条項

による変更としまして、162万2,500円。3つ目が、建設工事請負契約書第26条第6項インフレスライド条項による変更としまして、93万1,700円。合計1,638万100円を増額するものです。

次に、4ページの変更内容説明書をご参照ください。

(1) 工事内容変更に伴う工事請負金額の変更としまして、工種ごとにご説明いたします。また併せて2ページの令和4年度町道西畑線道路改良工事(その2)編平面図をご参照ください。

変更平面図右上の土砂仮置き場と書いておるところの①土工(残土処分)及び、左下の①土工路床盛り土安定処理ですが、まず土砂仮置き場の借地している町道西畑線道路改良工事の土砂仮置き場につきまして、本工事で復旧し地権者に返還する必要がありますが、想定より土が多く残っており、このままでは借地箇所を復旧できないため、次期工事で施工予定であった道路の路床盛り土工を追加し、土の利用促進を図るとともに、今後不要な土については、残土処分工を追加し処分するものです。

また、土を道路の路床盛り土に使用するに当たり、土質試験をしたところ、土質が悪く、そのままでは使用できないため、セメント改良材により安定処理(土質改良)を行うものです。

追加工種として、路床盛り土工、1,110立米、残土処分工、870立米、安定処理工、1,010平米を追加し、1,275万4000円を増額するものです。

次に、擁壁工ですが、変更平面図左下の②擁壁工(横帯工小口止工調整コンクリート)ですが、河川の大型ブロック積工について現地精査したところ、大型ブロック積のボリを保護するための小口止工2か所を追加するとともに、護岸の変位、破損がほかに波及しないよう、中間部に横帯工2か所を追加するものです。

また、大型ブロック積工の上に設置する道路のプレキャストガードレール基礎につきましては、当初設計では大型ブロック積とプレキャストガードレール基礎との間を土で埋め戻す計画でありましたが、土ではガードレール基礎が沈下するおそれがあるため、コンクリート(調整コンクリート)に変更するものです。

次に、変更平面図右上の②擁壁工(ブロック積工)ですが、河川のブロック積工施工について現場精査したところ、既設ブロック積に接続することが今後の維

持管理上最良であると考えられますので、ブロック積面積の変更を行うものです。

追加コースとして横小口止工2か所、横帯工2か所、調整コンクリート工25立米、変更工種として、ブロック積工、初面積87平米を101平米に変更し、356万500円を増額するものです。

次に、③排水構造物ですが、変更平面図左上の排水構造物（台付管φ600）について、当初設計では延長31メートルを計上しておりましたが、発注後、現場精査したところ、前回工事の際に架線切替えにより道路周辺水路の排水ができなくなるのを防ぐため、台付管工の一部が施工済みであることが確認できましたので、本工事施工延長を11.5メートルに変更するものです。

変更工種としまして、台付管工当初31メートルを11.5メートルに変更し、74万4,300円を減額するものです。

次に、④撤去工ですが、変更平面図右下の撤去（コンクリート取壊し処分）について、既設河川護岸コンクリートブロックの取壊しが、取壊し予定の既設コンクリートブロックの数量に変更があったため、コンクリート取壊し及び処分量を変更するものです。

また、変更平面図右下の④撤去工大型土嚢の撤去ですが、大型土嚢撤去について、仮置き場に置いて残土に埋まっていた大型土嚢の数が想定より多くあり、大型土嚢を撤去数量を変更するものです。

変更工種としましては、コンクリート取壊し処分工、当初43.8立米を63立米に変更し、82万円を増額するものです。

次に⑤仮設工ですが、変更平面図の真ん中辺りのところに、⑤仮設工（大型土嚢設置撤去）につきまして、河川の大型ブロック工施工箇所に川の水が入らないように、当初計画では大型土嚢2段積みで計画しておりましたが、河川の水量が想定よりも少なく、大型1段積みで施工できましたので、大型土嚢の設置撤去数量を変更するものです。

変更工種としまして、大型土嚢設置撤去、当初459袋を151袋に変更し、285万4,800円を減額するものです。

次に、⑥安全工ですが、変更平面図左上の⑥安全工（交通誘導員について）現場内残土ダンプトラックにて安全に搬出するに当たり、車両出入り口に交通誘導員を増員するものです。

変更工種としまして、当初21人を38人に変更し、29万500円を増額するものです。

以上、工事内容の変更に伴う工事請負金額の変更としましては、1,382万5,900円を増額するものです。

続きまして、6ページをご参照ください。

(2) 建設工事請負契約書第26条第5項単品スライド条項による変更としまして、資材価格の急激な変動によって請負代金額が不相当となった場合における請負代金額の変更について、生コンクリートの価格に著しい変動が生じたため、本工事請負契約書第26条第5項単品スライド条項により、本工事施工に係る生コンクリートの価格について変更するもので、162万2,500円を増額するものです。

次に(3) 建設工事請負契約書第26条第6項インフレスライド条項による変更としまして、本工事は、令和4年度の労務単価で設計しておりますが、令和5年3月に支援労務単価が国より通知されましたので、技能労働者の適切な賃金水準の確保のため、工事請負契約書第26条第6項インフレスライド条項により、本工事施工に係る賃金(労務費)について変更するもので、93万1,700円を増額するものです。

以上が、令和4年度町道西畑線道路改良工事(その2)の主な変更内容でございます。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

道工委員長 ただいまの説明に対し、質疑等ございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 奥野委員。

奥野委員 内容の細かい質問ではないのですが、今回、いろいろご苦労いただいているのですけれども、これは残りがまだずっと延長されていくという計画だと思うのですが、あと何区画か、分けていくような感じになるのでしょうか。概算で結構です。

道工委員長 小坂課長。

小坂土木下水道課(土木担当) 課長 奥野委員のご質問にお答えいたします。

あと何か所ぐらいあるかというお話なんですけども、今施工しておりますのが、

西畑池谷地区のバイパス工事になります。

次に、今年度、当初予算で予算をつけていただいております西畑線の予備設計をしている箇所が、今回のバイパスから和歌山に向かいまして、佐瀬川集落の手前までが細い状況なんです。次にはその区間の事業を進めていこうと考えております。それが終わりましたら、佐瀬川の集落内はもう拡幅が終わっておりますので、最後に佐瀬川と和歌山の間の事業を進めまして、完成したいと思っております。

あと延長の話なんですけども、西畑線の全延長が6,684メートルございます。今回、バイパス工事が完了しましたら、5,392メートルが完了となりまして、残りが1,292メートルとなります。今回バイパス工事が終われば、全路線のうち約81%完了したことになりますので、また引き続き、残りの20%を進めていきたいと考えております。

道工委員長 よろしいですか。奥野委員。

奥野委員 その残り2割を何区画か分けるということは、何回ぐらいに分けるのですか。

道工委員長 小坂課長。

小坂土木下水道課（土木担当）課長 残りの範囲なんですけども、次は、今終わった池谷集落のバイパスの工事が終わった箇所から佐瀬側までの間の狭い区間を1つ目の工区。続きまして、佐瀬川と和歌山の府道との合流の箇所、それを2つ目の工区で今は考えております。

道工委員長 よろしいですね。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

道工委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第44号「工事請負契約の変更について（令和4年度町道西畑線道路改良工事（その2）」を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

道工委員長 満場一致であります。

よって議案第44号は、本委員会において可決されました。

認定第1号「令和4年度岬町一般会計決算の認定について」のうち、本委員会に付託されました案件を議題とします。

本件について、本会議での説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

また、歳入歳出をそれぞれ分けて審議したいと思います。

なお、暮らし応援商品券交付事業費に係る質疑等に関しましては、当委員会で一括して受けることとしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

道工委員長 異議なしと認めます。

それでは、そのように進めさせていただきます。

それではまず、歳入から審査に入ります。

委員会資料20ページから25ページをご覧ください。

出口副委員長。

出口副委員長 22ページの、6の農林水産業費府補助金でございますけれども、節の1農業費補助金で、ため池のハザードマップ作成事業補助金でございますが、これの詳細を教えてくださいたいです。ため池は岬町全体で何件あるのか、町管理、個人管理、そしてまた町、個人管理以外の未登録の部分もあるのではないかと思いますので、その辺をお教え願えませんか。

道工委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 ただいまの出口委員のご質問にお答えいたします。

まず、令和5年3月末の町内のため池総数ですけれども、127か所となっております。

またそのうち、決壊した場合の浸水区域や区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある防災重点ため池は89ございまして、そこは個人所有とか行政処理の内訳が出ていまして、行政所有が44で、個人所有が45となっております。

これらについては、大阪府のほうで集計して出しているという形になっておりますので、また変更があれば、大阪府のほうから連絡があるというような形になっておりま

す。

道工委員長 出口副委員長。

出口副委員長 今、新保課長から説明がございましたけれども、そういう中で行政が44か所、個人が45か所ということで、ただ個人の所有の中で大阪府にも未登録のため池があるように聞いております。そういう中で所有者自体もどなたか分からない、もしくは所有者が分かっているけれども、もう実際認知症になって、町、府と連絡が取れないとか、そういう案件もあるのではないかと思いますけれども、そういうところは何件ぐらい案件がございますか。

道工委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 ただいまの出口委員のご質問にお答えいたします。

農業用ため池については法律に基づいて届出がされておるという形になっておりました。先ほどのご質問であったように、所有者が分からないものとか、そういうものもあつたりいたしまして、今現在、本町の届出の状況ですけれども、届出の対象となっている池が85か所ありまして、届出数が75か所となっております。

それで届出率については、88.2%となっておりますので、引き続き、そういう未届けのところについては解消に努めていければなというところで考えております。

道工委員長 出口副委員長。

出口副委員長 ありがとうございます。

ただ実は、危険箇所が何か所かあると思いますけれども、その中で、淡輪のある地区でも、ため池が一番山間部にあつて、その下に住宅が建っているということで、ただそれはあくまでも持ち主がもう認知症のような形で、今現在、町のほうも動いてもらっておりますけれども、特に近年、非常に災害が多くなってきています。特にその場所は、いつも状況的に雨が降れば満水以上になってきますので、ただその土手が決壊すれば非常に被害が出てまいりますので、その辺もまたよく把握していただいて、至急対応していただきたいと思います。

道工委員長 他にございませんか。坂原委員。

坂原委員 何点か確認をお願いします。

委員会資料20ページ。款15使用料及び手数料、節4都市計画使用料、公園使用料駐車場ですけれども、これは当初予算からすると少し金額が違うのかなと思うのですが、その差額を生じた理由を教えてくださいというのが1点目。

もう一点続けて、21ページです。21ページの款16国庫支出金、節3道路橋梁費補助金、これも当初予算とは乖離があるのですが、この2点について説明をお願いします。

道工委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 坂原委員からの1点目のご質問にお答えさせていただきます。

こちらの公園使用料につきましては、みさき公園の駐車場の使用料等になってございまして、差額が生じた理由といたしましては、令和3年度までは定期券を発行しておったんですけども、令和4年度から廃止されましたので、差額が生じていると考えております。

この使用料の内訳といたしましては、まずみさき公園の駅前の上の部分のロータリーのところで、病院でありますとか、メモリアルパークでありますとかゴルフ場、こういったところのバスが駐車に使用しておりますので、3事業者から64万8,000円、の月1万8,000円の12か月で64万8,000円の収入がございまして。

また公園自体の一時利用ということで、1日800円ということで使用料を取っており、こちらのほうが82万3,200円入ってきておりました。

それと、観光案内所の職員とか、職員が使っておるといふところもありまして、車1台につき、月2,000円を徴収して、数台分取ってございまして、これが11万円ということで入ってきてございまして、この公園使用料として158万1,200円という形になっております。

道工委員長 小坂課長。

小坂土木下水道課（土木担当）課長 坂原委員のご質問にお答えいたします。

道路橋梁費補助金8,587万6,000円が当初との違いといふところなんですけども、まずの補助金が最終的に確定したことにより、予算とは違ってきております。

この補助金の中身ですけども、社会資本整備総合交付金としまして、池谷向出連絡線、それに西畑線、岬町舗装修繕計画策定業務、あと橋梁の点検業務、以上の補助金の合計が8,587万6,000円で確定した内容になっております。

道工委員長 坂原委員。

坂原委員 その点は結構です。

もう、1、2点お願いします。資料の22ページの項2府補助金、節1農業費補助金のうち、機構集積支援事業補助金とあるのですが、これは額はそんなに多くありませんが、これは当初予算にはなかった項目かと思うのですが、この件について説明をお願いします。

道工委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 ただいまの坂原委員のご質問にお答えいたします。

こちらの分につきましては、先ほどの委員ご指摘のとおり、補正予算で上げていたものでございまして、内容といたしましては、農業のDX化の推進ということで、農業委員会が実施する農地パトロール等で利用するタブレット端末の購入費用2台分になっております。

道工委員長 坂原委員。

坂原委員 補正でそういえばありましたね。

もう一点、最後をお願いします。資料24ページ、一番上の森林経営管理基金繰入金ですが、これも当初予算とは乖離があるのですが、これはなぜこんなに差が出てくるのかなと思うのですが、この説明をお願いします。

道工委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 この繰入金は森林環境譲与税を実際に事業に活用したものに対し充当しているものとなっております、差額が生じた理由といたしましては、昨年補正予算で計上させていただいた、東畑森林会から要望がありました森林間伐工事というのをやっております。それと併せて、その間伐工事に必要な森林の状況を整備するための調査業務というのもやっております、これらを実施したことによって差額が生じておるところでございます。

それで、これなぜこういった形で途中で増えてきたかといいますと、昨年、国のほうからも森林環境譲与税の活用について通知がございまして、市町村でなかなか活用が進んでないという状況もあって、国のほうから、森林環境譲与税を使って事業を進めてほしいというお話もありましたので、こういった事業を実施して、差額が生じているというところでございます。

道工委員長 他にございませんか。竹原委員。

竹原委員 私のほうから2点ございます。20ページ中ほどで使用料及び手数料の節4都市計画使用料、その中ほどにいきいきパークみさき使用料は、公園と野球場等の

使用料かと思いますが、この内訳というのは分かりますでしょうか。

道工委員長 岡田課長。

岡田企画政策推進担当課長 いきいきパークの使用料について回答させていただきます。

令和4年度の内訳です。多目的広場50回、5,594人の利用がありました。野球場は、108回、4,559人の利用がありました。芝生広場につきましては、126回、1万216人の利用です。実りの森広場、1万3,582人。あとビオトープ観察保全活動といたしまして157人の利用。通常の散策等の利用として1万8,250人の利用で、計5万2,358人の利用となっております。

道工委員長 竹原委員。

竹原委員 利用者数まで答弁いただきまして、ありがとうございます。

その料金が発生するのは、多目的広場、50回と言いましたか、それと野球場が108回、そして芝生広場、これはサッカー場のことですが126回。この3つと考えるとよろしいでしょうか。

道工委員長 岡田課長。

岡田企画政策推進担当課長 はい、多目的広場、野球場、芝生広場の3か所になります。

道工委員長 他にございませんか。竹原委員。

竹原委員 もう一点、内訳を知りたいのが24ページ、諸収入の中で、雑入、真ん中ほどに、マスコットキャラクターグッズの売払い収入ということでございます。「みさっきー」グッズかと思っておりますが、Tシャツ等、ポロシャツもよく売れていると感じておりますが、内訳が分かったら教えてください。

道工委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 ただいまの竹原委員のご質問にお答えさせていただきます。

マスコットキャラクターのグッズにつきましては、パーカーとかTシャツ、ストラップ等も作っております。詳細の個数とかにつきましては、午後にお答えさせていただければと思いますので、誠に恐縮ですがよろしくお願い致します。

道工委員長 午後をお願いします。奥野委員。

奥野委員 1点をお聞きいたします。資料の23ページの18財産収入の土地貸付収入750万4,500円。これはどういう貸付収入か、まずお願いします。

道工委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 ただいまの奥野委員のご質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、みさき公園の周辺にございますコンビニ用地の土地の貸付の収入となっております。

道工委員長 奥野委員。

奥野委員 以前は南海との契約になっていたと思うのですがけれども、岬町に引き継いでから、残りあと契約期間的なものは何年になっていますか。

道工委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

こちらが2011年からこの契約が始まっておりまして、20年間の定期借地契約となっておりますので、2031年ということで、令和13年までの契約となっております。

道工委員長 よろしいですか。

他にございませんね。

(「なし」の声あり)

道工委員長 それでは、これで質疑を終わります。

これで、一般会計歳入についての質疑を終わります。

お諮りします。

歳出については午後からということでやらせていただきたいと思います。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

道工委員長 では歳入はこれで終わります、午後から歳出をさせていただきます。

暫時休憩いたします。

再開は午後1時からお願いいたします。

(午前11時45分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

道工委員長 休憩前に引き続き、事業委員会を開催いたします。

午前のところ、午後に報告ということで宿題が残っておりますので、新保課長からお願いします。

新保産業観光促進課長 午前に竹原委員からご質問いただきましたマスコットキャラクターグッズの数量の件で、その場で答弁できず、誠に申し訳ございませんでした。改めて、この場で答弁させていただければと存じます。

それで令和4年度のマスコットキャラクターグッズの内訳でございますけれども、まずTシャツが10枚、ポロシャツが41枚、パーカーが23枚、それとグッズ関係になってくるんですけれども、缶バッチが21、シールが71、ステッカーが138、エコバッグが15、ストラップが16、ハンカチが23、フェイスタオルが86でございます。

道工委員長 ありがとうございます。竹原委員、報告だけではだめですか。

竹原委員 答弁ありがとうございました。また質疑ありましたら、歳出でさせていただきます。

道工委員長 分かりました。

それでは、続きまして歳出に入ります。

なお、参考資料といたしまして配付しております本委員会所管内訳表を併せてご覧ください。

まず、衛生費に入ります。決算書141ページの目1保健衛生総務費のうち、節18負担金、補助金及び交付金の一部、土木下水道課及び決算書147ページの目3環境衛生費のうち、節18負担金、補助及び交付金の土木下水道課に係るものをご覧ください。

質疑ございませんか。

道工委員長 坂原委員。

坂原委員 決算書147ページ、節18です。負担金、補助及び交付金で、合併処理浄化槽設置補助金とあります。これの決算額が載っていますが、予算額からすると少なくなっていますが、これは要するに合併浄化槽を設置するのが少なかったということでしょうか。説明をお願いします。

道工委員長 奥田副理事。

奥田都市整備部副理事 委員おっしゃるとおり、令和4年度の実績としましては、5人槽が1基、7人槽が1基、合計として74万6,000円の補助金という形になります。

道工委員長 坂原委員。

坂原委員 この予算のときの積算根拠というのは、これは前年度か何かの実績を基にしているのですか。

道工委員長 奥田副理事。

奥田都市整備部副理事 実績ではなしに、過去5か年で最大の数字を見込んでおります。

人数としましては、5人槽が2基、7人槽が3基の部分で見込んでおりました。

道工委員長 坂原委員。

坂原委員 それは大体毎年、そういう形で予算組みをしているのでしょうか。

奥田都市整備部副理事 はい、そうでございます。

道工委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 質疑なしと認めます。

これで衛生費の質疑を終わります。

続いて、農林水産費に入ります。決算書158ページから167ページをご覧ください。

質疑ございませんか。

道工委員長 坂原委員。

坂原委員 決算書の161ページで、一番上です。節1の報酬ですが、農業委員報酬があります。これも予算からするとちょっと少ないと思うのですが、要は農業委員会を開催しなかったのかなど。しなかった理由というのは、これはまだ去年あったコロナの関係か、あるいは農業委員会を招集する必要はなかったのか。その辺をお聞かせください。

道工委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 坂原委員のご質問にお答えさせていただきます。

農業委員報酬につきましては、これまで、能率給ということで遊休農地の解消や活用に向けた活動について、能力給を支給していたんですけども、こちらのほうが補助金をもらってやっておったんですけども、補助金をもらうに当たって数値的な成果を出すことが求められるようになりまして、農業委員会で議論しましたところ、活動行っているんですけども、数値的に実績を出していくということが難しいということで、令和4年度から、農業委員会の能率給というのをもう取りやめるという形で議決しまして、それによりまして、能率給分が減額となっておりますので、予算と差額が生じておるという内容となっております。

道工委員長 坂原委員。

坂原委員 その件、分かりました。

続けて2点だけお聞きします。163ページです。真ん中辺り、節18負担金、補助及び交付金、これの農作物特産品化支援事業補助金とあります。予算の半額ぐらいで終わっているのですが、これの実績など、詳細を説明お願いします。

道工委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 ただいまの坂原委員のご質問にお答えさせていただきます。

こちらが予算では5件ほど見込んでおりまして、100万円、予算を取っており、令和4年度の実績といたしましては、3件ございました。

内容といたしましては、町内の団体の方、3団体の内訳ですけれども、まずグループで野菜を作っておられるグループの方がおられまして、こちらにつきましては、作った野菜を道の駅みさきで販売したりとか、町外で開催されてるイベントとか、そういうところで販売されている方がいらっしゃいまして、こちらの実績は20万円となっております。あと町内の農業関係の団体さんがございまして、ニンニクを作りまして、これを道の駅で販売したと、これに対する支援といたしましては、約10万円。それと、町内のブルーベリーファームがございまして、ここところが農地の整備を行いまして、これに20万円出してございまして、決算額になっておるという状況でございます。

道工委員長 坂原委員。

坂原委員 この補助金の性質といいますか、使われ方ですが、特産品化支援ということで、これは特産品を耕作し、始めるときに最初の1回だけという、そういう性質なのでしょうか。それとも数年続くのか、お願いします。

道工委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 先ほどの坂原委員のご質問にお答えします。

こちらの補助金につきましては、農作物の栽培というのは持続的なものになってますので、単年度だけでは難しいというところもございまして、継続して複数年にわたって補助金を出していると、そういった形のものとなっております。

道工委員長 坂原委員。

坂原委員 遊休地といいますか、耕作放棄地、結構増えてきているのですけれども、そういう意味では、この農作物を作っていくという人に補助金を出すのは非常にいいと思うのです。その周知とかはどうしているのかなと思うのですけれども、それもお願いします。

道工委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 この補助金の周知につきましては、実施の際に町内で各戸配布したりとか、LINEやホームページ等で周知させていただいてるんですけども、毎年、予算額分の件数には至ってないという状況も事実としてございますので、今後道の駅みさきや、人の集まるようなところ、そういうところでの周知でありますとか、町のSNSとか、幅広く、いろんな方に知っていただけるような広報の仕方担当課としては考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

道工委員長 坂原委員。

坂原委員 役場として、そういう特産品を作っていこうという人に支援しますという、住民にとって、そういう動機のある人には非常にいい制度があるのですが、なかなか住民さんにまで届かないところもあったりしてもったいないので、ぜひ周知をよろしく願いしたいと思います。その件についてはそれで結構です。

もう一、二点続けていいですか。167ページです。節12の委託料になります。

ここで2点お聞きしたいのですが、森林病虫害等防除業務委託料とあるんですね。これはどこに委託したのか、委託先をお聞きしたいのと、その2つ下、森林整備調査業務委託料、これも当然出てきたのかなというのですが、これも委託先がどこになっているのか、その内容など、2点について説明をお願いします。

道工委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 ただいまのご質問にお答えします。

まず1点目の防除業務のほうですけども、なら枯れの病害というのが町内で発生しておりまして、その原因となる虫を除去するための業務となっておりまして、委託先につきましては、大阪府森林組合のほうになっております。

2点目の森林整備調査ですけども、こちらにつきましては、昨年、東畑森林会さんのほうから、森林の間伐を森林環境譲与税を使って進めていくというお話がございまして、その間伐に当たって、どのような形で間伐を行っていくかという事前の調査を行う必要がございまして、その調査を行う業務となっております。こちらの委託先につきましても、大阪府森林組合になっております。

道工委員長 他にございませんか。奥野委員。

奥野委員 まず1点目は、決算書163ページの一番上、12委託料の泉州南広域連携業務委託料、これは記憶にないのでどういう内容であったのか、参考に教えてください。

道工委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 ただいまの奥野委員からのご質問にお答えいたします。

こちらの委託料につきましては、大阪府から事務移譲を受けている業務について広域で事務処理をするということで、幾つかの業務について、大阪府から事務移譲を受けた業務を泉佐野市委託するというような形で進めておる業務になっております。

主な内容といたしましては、農薬肥料の販売業の届出でありますとか、エコファーマーという農業者の認定でありますとか、生産森林組合の設立認可でありますとか、家畜飼料の登録とか、そういったもともと大阪府が担っていて市町村に事務が移譲された内容で、一定の業務について泉佐野市さんに委託しておるといったような内容になっておりますので、よろしく申し上げます。

道工委員長 奥野委員。

奥野委員 この部分は岬町としての負担金というような形で理解しておけばいいのでしょうか。

道工委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 こちらの委託料につきましては、まず大阪府のほうから町に対して事務費が入ってまいりまして、その事務費については、また町のほうから泉佐野市さんのほうに支出するような形になっております。

道工委員長 奥野委員。

奥野委員 その点はもう結構です。

次、167ページの、先ほど坂原委員も質問された12の委託料の中の森林整備調査業務委託料、47万7,180円、その下の工事請負費で植林・間伐工事127万2,700円、これ2点あるのですが、これも環境譲与税を使っての事業ということになるのですか。

道工委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 こちらの業務につきましては、いずれも奥野委員ご指摘のとおり、森林環境譲与税を活用して実施した事業となっております。

道工委員長 奥野委員。

奥野委員 別紙の参考資料をつけていただいた令和4年度の決算説明資料をいただいています。その中で基金状況というところ、7の中に森林経営管理基金という一行がございます。そこで令和4年度の取り崩し額362万円とあるのですけれども、その362万円という数字は、どこの合計がこの数字になるのか、教えてほしいのですが。

道工委員長 言っている意味は分かりますか。

新保課長、質問の趣旨は分かりますか。

新保産業観光促進課長 趣旨は把握しているんですが、資料を探すのに時間がかかっていまして、後ほどお答えさせていただきます。

道工委員長 それでは、それを調べてください。

他にございませんか。新保課長が答えるような質問は今できないので、それ以外のところでやってください。それでは少し待ちましょうか。

新保課長。

新保産業観光促進課長 奥野委員のご質問にお答えさせていただきます。資料が前後して申し訳ございませんでした。

こちらの繰入金の内訳なんですけれども、申し上げさせていただきます。まず近畿自然歩道の危険木の伐採工事が79万5,000円となっております。続きまして、森林間伐工事が127万2,700円。森林整備調査業務は47万7,180円。観光案内看板整備工事、こちらが107万2,500円、これの合計が361万9,880円ということで、繰入金からここに充当しておるところでございます。

道工委員長 奥野委員、分かっていただけでしたか。奥野委員。

奥野委員 最後の看板と言われましたか。それはどこにあるの。

道工委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 こちらですが、この観光案内看板というのが、日本遺産の葛城修験の関係でございまして、孝子駅と多奈川駅等に観光案内看板を設置するというもので、これらの設置に当たって、森林環境譲与税の木材活用の観点から、木材を使った看板等を設置させていただいたという内容で、こちらの基金から充当させていただいているというところがございます。

道工委員長 奥野委員。

奥野委員 ありがとうございます。

今年度で、交付いただいた森林環境譲与税496万4,000円、これは丸々積み立てたということによろしいですね。基金の中に全部積み立てたということですね。

道工委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 令和4年度につきましては、積立額が、496万4,097円となっております。丸々に近い形で積み立てさせていただいてるという形になっております。

道工委員長 他にございませんか。松尾委員。

松尾委員 同じところで、その森林環境の整備とかの件で、今、そのなら枯れの件でも、大阪府の森林組合が実行したということですが、今後いろいろ出てくるであろう案件についても、今後も大阪府の森林組合にお願いをしていくということになるのですか。

道工委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 ただいまの松尾委員のご質問にお答えします。

なら枯れ等の森林関係の業務というところで、結構専門的な内容が入ってくる部分については、この近隣で言いますと、大阪府森林組合さんがノウハウを有しておりまして、そこと連携しながら進めておるといような状況になっております。地元の事業者の方も使えるような業務であれば、そういったところも検討できるのかなと思うんですけども、ノウハウを有しているということで、そちらにお願いしているという状況でございます。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 そうですね、新保課長がおっしゃるように、できたら地元、その育成というところにも今後必要になってくるのかな、その力を入れていくというのが必要になってくるのかなと思うので、その視点でぜひ事業を行っていただきたいというのを申し上げておきます。

別件で、167ページで、予算書には載っていたのですが、今回載っていない項目があつて、漁港施設改修工事というのがあつたと思うのですが、これは執行はされていないのですか。

道工委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 ただいまの松尾委員のご質問にお答えさせていただきます。

そちらのほうは令和4年度執行されていない状況になっております。深日漁港のふれあいフェスタとかのときに事前に整地する費用になってまして、今回は執行していないという状況でございます。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 それは結構です。

そして、少し前にも話のありました農作物特産品化支援事業補助金で、坂原委員からも質問があったと思いますが、こちらは3件、団体さんからの申請があり補助金の執行がなされたということなのですが、今後も複数年補助していくというご回答であったと思うのです。私もそのプレーヤーを増やすとか、農業従事者を増やすというのは、この間の一般質問でも私が言ったように、地産地消を高めていったりとか、そういった意味でも絶対必要なことなのですが、ただ町としてもその補助金を出す以上は、実績の報告というのはしっかりとさせていただきだと思えますし、それについて岬町もよく言っている協働、協力を働いていく。同じように高めていくという取組が必要になってくると思うのですけれども、その辺りができているのかどうかというのを聞かせてください。

道工委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 ただいまの松尾委員のご質問にお答えさせていただきます。

実績報告のところではいきますと、書面上の実績報告というのはもちろんなんですけれども、私どもも実際その団体さん等とはお付き合いがございまして、実際に作業やっておられる畑でありますとか、そういうところを見に行かせていただいたりとか、実際に作られた農作物を購入したりしておりまして、実際の製品の状況も含めて、書面だけではなく、担当課としてはそういったところも見つつ進めておるところでございます。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 それを何年間行っていく感じになるのですか。

道工委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

この補助金の補助年数については、団体さんによってグラデーションがあると

いいですか、個々の事例で勘案していく必要があると考えております。

補助金がなくても、実施できるのであれば、その時点で補助金は終了する形になるでしょうし、取組としてまだ続けていく必要があるというところがあれば、そこは町として後方支援していく必要があるのかなと、担当としては考えております。そういったところにつきましては、補助金の申請のときに、計画書をご提出いただく形になっておりますので、そういうところを審査しながら、私どもも検討を進めていけたらと考えております。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 そもそも目的というのが、農作物の特産品ですよ。町になかなかない特産品を作るための支援をしていくということなので、要はその開発段階、これを作りたいという方の開発を支援していくということに注力していく必要があるのかなと思うのです。一旦それができて、ずっと運営できていくのであれば、支援は必要ないと思うので、本当に先ほど新保課長が言われたようなことでいいと思うのです。ただ、目的を逸脱しないようにサポートはしっかりと行っていただきたいと要望しておきたいと思います。

続きまして、同じような農業委員会のことで、ここにある報酬、農業委員報酬で、これも坂原委員からも質疑があったと思うのですが、令和4年度というのは、例えばタブレット端末を支給されていたりとか、様々な活動の中でそのやり方も変わっていったと思うのです。その中で、総括として、その農業委員会としての年度の総括というのを、難しいかもしれないですが聞かせていただけたらと思います。令和4年度はこうだったよ、こんなふうに進んだよというのが何かあれば教えてほしいと思います。

道工委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 ただいまの松尾委員のご質問にお答えさせていただきます。

令和4年度の総括というところでまいりますと、DXの関係で、タブレットを、令和4年度に購入したところがございます。実際、令和4年度は活用できているわけではないんですが、ただ大きなポイントといたしましては、新型コロナの関係で、なかなか農業委員会としての活動というのも、従前と比べてなかなかできていなかった部分というのがあったかと思うんですけども、令和4年度からは、徐々に活動といたしますか、コロナ前のような状況に戻りつつあるのかなというところ

ころがございます。

今後、DXの動きもございましたし、また今年度、新たな農業委員さんの公募のほうも進めていって、令和6年からまた新たな農業委員さんという形で進めていく形になると思います。したがってまして転換期にあると思いますので、今までやってきた取組の継続性でありますとか、また新たな委員さんがもし就任されたりということがあれば、また違う視点での取組というのも今後検討できるのかなと思っておりますので、そういった部分も加味しながら、事務局としては進めていけたらなというふうには思っております。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 これは要望になりますが、本当にDXが取り入れられて、休耕地対策であったりとかがどんどん進むことを期待していますので、要望と代えさせてもらいます。

道工委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 ないようですので、農林水産費の質疑を終わります。

続いて、商工費に入ります。決算書166ページから173ページをご覧ください。質疑ございませんか。坂原委員。

坂原委員 決算書169ページです。節12委託料のうち、地域就労支援コーディネーター一等業務委託料、これも詳細説明をお願いいたします。

道工委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 ただいまの坂原委員のご質問にお答えさせていただきます。

こちらの業務なんですけれども、岬町の人権協会さんのほうに委託させていただいて実施しておるものでございまして、大きく分けて3点の業務を行っていただいております。まず1点目が、就労支援相談業務ということで、こちらのほうが淡輪と多奈川の事務所で実施していただいております。コーディネーターを配置しまして、そういった方が実際に就労の相談を受けたりというようなことをしていただいているというのがまず1点目の内容でございます。

それと、地域就労支援活性化事業ということで、これにつきましては就労の支援をやっておるということで、企業等の訪問でございますとか、求人情報を調査したり、情報提供したりという業務も行っていただいております。

それと、講習事業ということで、就労につながるような講習を開催してという

ことで、福祉輸送運転講習でございますとか、庭木の剪定といった、講習を実施することによって、就労につなげていこうということで取組を行っていただいております。

主な業務内容については以上でございます。

道工委員長 坂原委員。

坂原委員 実績、主に相談指導ということですね。その相談の実績をお聞きしたいのですが、何人の人が相談を受けた、指導したという実績とコーディネーターの人数も併せてお願いします。

道工委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 就労相談実績が、令和4年度は6件というふうに聞いております。それで実際に就労につながった実績というのはゼロ件というふうに聞いております。

こちらの要因としては、新型コロナの影響で相談者数が減り、就労実績も減少しておるといのが要因ではないかということで聞いております。

あとコーディネーターの数でございますけれども、こちら人権協会の職員の方2名がコーディネーターの講座を修了して、そちらの方ともう1人、合計3名になっております。

道工委員長 坂原委員。

坂原委員 相談業務が今、実績6件とおっしゃいましたか。コーディネーターが3名ですよ。これは2地域で3名ということですね。コロナの関係で人と接触をするのを避ける時期でもありましたから、そうなるのですけれども、せっかくコーディネーターとしてそういう事業をしているのですから、これもどうでしょうね、周知という面ではどうなのでしょうね。あまり認識されていなかったら行く人も少ないかと思うのですが。この相談件数も少ないような気もするのですが、その辺はどうでしょうか。

道工委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 坂原委員のご質問にお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、就労相談実績や、就労件数は、少ない状況でございます。また、先ほどからのお話にもありますように、これまで数年間、新型コロナ感染症の影響というのがやはりあって、なかなか人と接触できず、こういった活

動を周知できる機会というのにも限られておったのかなというところは、私ども担当としても感じております。

しかしながら、コロナの状況も変わってきている現状を踏まえますと、今後より多くの方にこの制度を知っていただいて、相談していただくというような体制を、やはり町としても、人権協会さんと連携して進めていく必要があるのかなと考えておりますので、その点、また人権協会さんと協議の場を持って、そういった件についてもお話できればと考えております。

道工委員長 坂原委員。

坂原委員 就労相談ですから、その就労相談の相談がないということは、就労に悩んでいる人が少ないというのもあるかもしれませんが、それはそれで結構なのですけれど。だとしたら、私らの立場としたら、その予算の執行という面ではどうなのだろうかという疑義が生じてくるわけなんよね。344万4,000円かかっているのに、6件しか実績がないのかってなるからね。そんな非効率なところにまだまだこれからもどんどんお金をつぎ込むのかってなるわけですよ。我々の立場としたらね、そういう議論になるのですけれども。それは今後ともずっとこの体制で行っていくという考えなのでしょうか、これは。

道工委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 こちらの事業につきましては、担当課としては、実績等は少ない状況にあるというところは事実としてはございますけれども、やはり就労できる支援先といいますか、そういった相談ができる場所につきましては、行政として一定にやっていく必要があるのかなと考えておりますので、引き続き、継続していければなどというのは、担当としての思いではあります。

しかしながら、ただいま坂原委員からいただいたご意見というところもございますので、そういったところも、まずは人権協会さんにもお伝えしながら、またより良い形で事業ができるように、私どもを進めていけたらと思っておりますので、お願いいたします。

道工委員長 坂原委員。

坂原委員 担当課としたらそういう体制を続けていくつもりだけれど、坂原委員からこんなこと言っているでというのを人権協会に伝えるという言い方でしたが、そうではなくて、担当課としてどう考えているのかと聞いているわけですよ。単に私が

言っているのを告げ口するだけか、それだったら。違うでしょう。ちょっと意識変えてもらわないと余計いけないのと違うかな。ますます疑義が深まりました、今の発言を聞いて。

今日、決算審査しているのですよ、我々は。使ってしまったお金だからもう取り返せませんけれども、今回のこの決算審査でお金の使い方を見て、これからも続くのか、無駄がなかったのかということを我々は審査しているのです。そこを言っているのですよ。言われたからそれ言っておきますよ、そうではないんですよ。その立場、はっきり自分の責任を感じてくれないと困りますよね。

道工委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 担当課の立場としては、この事業は必要と考えて実施しておりますので、今後も継続して実施していければと考えております。

道工委員長 坂原委員。

坂原委員 担当課はそう考えるのだろうけれど、それだったらちょっとね。その答弁は納得できないな、それだったら。こういう意見が出ているけれども、担当課はやっていくって、勝手にするのかとなるわけですよ。何のための審査の場になるのか、何かあるのであれば、お願いします。

道工委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 ただいまのご指摘について、少し答弁させていただきます。

決算審査の場でありまして、公費を使って事業をしているという観点から、ご指摘のところは十分に慎重に対応していく必要があると思っております。

今現在、配置していますのが文化センターのところに相談窓口がありますのと、淡輪地区のほうにも、人権協会さんの事務所を使って相談窓口を開いております。その他にも、指摘事項としては、大阪府さんから阪南市に統合して実施しないかというお話もいただいていたります。ですが、我々はやっぱり地域にその窓口を置くことが大切かなと思ってやってきております。

そんな中で、さっき申し上げましたとおり、コロナ禍になって、それとあと、シルバーさんができて、高齢者の方々はシルバーさんに登録する事例も増えてきていると思います。それ以前は、およそ20件から30件の新規相談はあったと思うんです。ここにきて相談件数がぐっと減ってきておりますし、この委託業務の内容について、その点も踏まえて、人権協さんとしっかりと話し合いをしながら

ら進めていくべきかなというふうに感じております。

道工委員長 坂原委員。

坂原委員 このコーディネーター3名というのは、常駐で、この仕事を専属でやっているのですか、この人たちは。

道工委員長 吉田理事。

吉田都市整備部理事 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

従来は、1名の方が淡輪に配置して、月、木。多奈川は、火、水、金で1名配置しているということでございます。

令和4年10月に、1名の増加により曜日の見直しを行ったと聞いておりまして、それぞれ一日、従事する日を増やしているということで、淡輪が月、火、金。多奈川が月、水、木、金でやっておるというふうに聞いております。

道工委員長 坂原委員。

坂原委員 コーディネーターが常駐する曜日とか時間帯を増やしたということですが、これは何か実績か何かがあり増やしたということですか。増やしてくれという要望か何かあったりとかして、その辺どうでしょう。どうですか。

道工委員長 新保課長、分かりますか。新保課長。

新保産業観光促進課長 まず人権協会さんのほうからの要望というところについては、私どもでは聞いておりませんが、人権協会さんの職員の方がコーディネーターの養成講座を受けて、それを修了されたということで、コーディネーターを兼ねて業務に当たっていただいていると考えております。

道工委員長 坂原委員。

坂原委員 はっきりした返事は聞けませんでした。要は、もう少し柔軟にやってもらったらどうかと思うわけです。相談も多かったら多だけ増員もしないといけないうらうし、少なかったら少ないで減らすとか、当初予算を組んだということは、皆、使い切ってしまうといけないうら、そうではないと思いますよ。相談も実績もないのに、ただずっとそこで座っているだけとは、これもちょっといかなものかと。結局そうでしょう、年間で6件ということは。どれだけ無駄なのかという話ですよ。その辺を見て、柔軟に対応するように、ここでは求めておきます。

道工委員長 それは要望でいいですか。意見として申し上げておくということですので、

しっかりと認識をしてください。

他に。松尾委員。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 私からは、171ページの商工振興費の18負担金、補助及び交付金の企画地方創生課の深日港活性化イベント実行委員会補助金のことについてお伺いしたいのですが、前年でしたら550万円という金額がついていて、今回、決算すると、424万4,984円となっております。およそ120万円強ぐらいが、圧縮といたらいいか、減額になっているのですが、この一番の要因は何なのでしょううか。

道工委員長 岡田課長。

岡田企画政策推進担当課長 令和4年度の深日港フェスティバルに関しまして、町村長会から200万円の補助を受けています。そのために、町からの補助金が減額となっている形になります。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 分かりました。

道工委員長 松尾委員、よろしいですか。

他にございませんか。竹原委員。

竹原委員 何点かあります。171ページ、観光費の委託料。中ほど上ぐらいに、マスコットキャラクターグッズ製作委託料とあります。先ほど答弁いただきました歳入のところで、グッズの収入がありまして、およそ24万5,000円、これだけの金額で作って、売って収入があったのが、約半分ほどかと思っておりますが、これは在庫として残っているという考えでよろしいでしょうか。

道工委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 竹原委員のご質問にお答えいたします。

このマスコットキャラクターグッズの制作料なんですけれども、令和4年度は手ぬぐいとストラップを作っておりまして、これらについては在庫は残っておるというような状況になっております。

道工委員長 竹原委員。

竹原委員 なるほど。私が感じる肌感覚によると、このグッズがかわいいという評判で、もっといろいろ揃えたら、もっといろいろ売れるのにと感じており、令和5年度

の予算の審査のときにも少し増額されていたので、いい傾向だと、このように思っております。今後の展開にも期待したいところではございますが、何かこのグッズを作るに関し、何か方針というのですか、ないのかなと思っております。いかがでしょうか。

道工委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 マスコットキャラクターグッズにつきましては、この「みさっきー」と「みさきーちょ」ができてから継続して製作していきまして、これらのグッズを頒布するなり販売することによって、一定皆様に周知できてきている部分もあるのかなと考えております。

これまでよく皆さんに買っていただいたりしているTシャツとかポロシャツとか、そういったところが目につく部分かなとは思いますが、令和4年度につきましては、手ぬぐいを新たに制作し、使いやすいもので、かつ、これまでになかったものというのも、新たに制作して、ブラッシュアップしていけたらなと思っておりますので、先ほど竹原委員からもご指摘いただいたところも踏まえまして、制作は続けていけたらなと思っております。

道工委員長 竹原委員。

竹原委員 単独で作るのもそうなのですが、今、「ミヤクミヤク」グッズをしょっちゅうつけているのですが、万博のコラボ商品とか、そういうようなものも年度限定で作っていただいたら、もっと盛り上がってくるのかなと、また友好交流都市の美咲グッズみたいなものを作るとか、そういう検討もしていただきたいと思っております。

そして質問を変えます。次のページ173ページ、これは商工振興費の、目と言うと、葛城修験日本遺産活用推進事業費のところ、上から4つ目です。葛城修験日本遺産安全対策工事、この内容について、どのようなことを行ったのか。そしてまた、葛城修験の活性化というのですか、この観光につながる方策、方針がありましたら教えていただきたいです。

道工委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 竹原委員のご質問にお答えいたします。

まず1点目の安全対策工事ですが、こちらにつきましては、上孝子、高仙寺の部分になっておまして、この高仙寺の本堂から役行者のお母さんのお墓

へ至る道があるんですけども、そこの片側が崖になっておりまして、その崖の部分が危険ということで、安全柵を設置したという内容になっております。

それと2点目の葛城修験の活性化に向けた取組ですけども、こちらにつきましては、地域との連携が非常に重要なと考えておりますので、この構成資産のある地元の方、多奈川のほうとか、孝子のほうとか、実際にその高仙寺とか、お寺の部分とか、そういったところを、町職員も一緒に清掃したりとか、そういったことを進めたりしております。また、これは広域での取組になってますので、和歌山市さんと連携して事業を実施したり、各所と連携しながら、点ではなく面で進めていく必要があるのかなと考えております。この事業も始まって数年ではありますけれども、継続していけるように、担当課としては考えていますので、できるところから進めていければなと考えております。

道工委員長 竹原委員。

竹原委員 危険なところを修理して、安全に通りやすいようにしていただいていると、そしてまた広域のところを進めていくといった答弁でございましたので、とてもいいことだと感じております。

山のハイカーですか、その需要というのはかなりあるようで、山を歩いているとたくさんの人に出会います。そういう人たちに、岬町の観光に降りてきていただけるような、そういう施策も順次進めていただきたい。どこかにトイレを設置するとか、山の中にトイレを設置するとか、それは単独の事業ではなくて、KIXのDMOとかと連携したら、予算もつけてくれたりとかすると思いますので、そういうこともどんどん検討していただいて、それも岬町の中だけではなくて、たくさんの方で検討していただきますよう要望だけさせていただきます。

道工委員長 他にございませんか。奥野委員。

奥野委員 1点だけお聞きします。169ページの18負担金、補助及び交付金のところの事業者支援金1,380万円、これは町内の事業者さんに対してのコロナ禍での支援金で、金額も確か一律であったと思いますし、その支援した事業者数を確認したいのですが。

道工委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 こちらのほうですけども、事業者支援金の交付件数といたしましては、69事業者の方に、一件につき20万円の支援金を支給させていただい

ております。こちら1, 500万円になってるんですけども、20万掛ける69件で、1, 380万円の支援金の部分と、あとこちら商工会さんのほうにその事務を委託してやっていただいておりますので、委託料として120万円をお支払いしているという形になっております。

道工委員長 奥野委員。

奥野委員 今、事業者数が69件と言われましたかね。その事業者さんからどういうお声をいただいていますか。支援いただいたことに対して。20万円で助かったとか、まだまだ足りないとか、どんな感じが多かったですか。

道工委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 申請事務を商工会に委託しており、実際に申請に来るときに、直接支給した後にその事業者の方にお会いするというのは、私どもなかなかなかったんですけども、実際にこの事業者支援金の申請用紙を役場のほうに取りに来られる事業者の方とかもいらっしやいまして、そういった方とかと少しお話した中では、こういった制度を考えていただけるのはありがたいというお言葉というのは聞いたことがございますので、私どもとしては好意的に受け取っていただいているのかなと考えております。

道工委員長 他にございませんか。坂原委員。

坂原委員 もう2点の確認をお願いします。171ページです。節12の委託料のうち、アオサ採り委託料とあります。これも詳細、委託先などお聞きします。

もう一点ですが、その下の18負担金補助及び交付金、一番下の観光協会補助金、これが予算よりもかなり少なくなっております。これの詳細について説明をお願いします。

道工委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 坂原委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の、アオサ採り委託料でございますけれども、こちら海水浴場の開設の際に、海中にたまっておりますアオサを取るということで、例年、淡輪海水浴場管理組合のほうに委託して業務を実施していただいております。

令和4年度につきましては、海水浴場を開設してはいたないのでございますけれども、海水浴場については、令和2年度からずっと開設できていない状況がコロナの関係で続いておりましたので、コロナの状況も改善しつつあるというような状況も年

度末に見えてまいりましたので、アオサ取り委託料ということで、海水浴場管理組合さんをお願いしたという内容になっております。

それと観光協会さんの補助金ですけれども、こちらにつきましては、予算額との差額が生じている理由なんですけれども、こちらにつきましては、やはり新型コロナの関係で、当初の予算の部分よりも減っておるという状況になっております。イベントの開催とか、大学との連携事業というのも、コロナ前はやっておったんですけれども、そういったところがコロナ禍においてなかなかできなかったということで、こちらの決算額が少なくなっておるといようなところでございます。

道工委員長 坂原委員。

坂原委員 アオサ採りは海水浴場ですね。分かりました。

観光協会の補助金が少なかったということですが、これはコロナの影響で事業が少なくなったのでという話だと思うのですけれども、でも令和4年に入る前からずっとコロナでしたよね。予算の時点で分かっているのではないかと思うのですけれども、それなのに何でこんなに差があるのかと聞いているのですけどね。説明できますか。

道工委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 坂原委員のご質問にお答えさせていただきます。

こちらの部分ですけれども、予算要求の段階に一定精査してといいますか、コロナの状況を踏まえてというところもあったかもしれないんですけども、私どもとしては、通常どおり、観光協会としての事業が実施できるような形で、コロナの影響でつつじ祭りとか、去年は休止になりましたけれども、そういったものが実際に開催できたとしても対応できるようにしておく必要があるのかなと考えておりましたので、予算要求時には、通常と同じような形で予算要求をして予算を確保したというような経緯がございまして、そういった形で進めておったというところでございます。

道工委員長 他にございませんか。松尾委員。

松尾委員 172、173ページの暮らし応援商品券交付事業費というのは、このページにあるのですが、これは別をするのですか。

道工委員長 商工費、いけますよ。

松尾委員 そうしましたら、この件について何点かお聞きしたいのですが、例えば、印刷製本費とか、商品券デザイン委託料があるのですが、これは業者選定方法というのはどのようにされたのかを教えてください。

道工委員長 寺田政策推進監。

寺田企画政策推進監 松尾委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず印刷製本費ですけど、主に商品券の印刷代、それと、店舗のステッカー、店舗ポスター、商品券換金用封筒、商品券換金請求書伝票となっております。

選定方法ですけど、まず商品券につきましては、特殊な、コピーされても大丈夫な印刷の用紙を使っておりますので、こちらは専門業者に頼んでおります。ポスター、ステッカー、封筒は町内業者で見積り合わせでやっております。それとデザインにつきましても、少額になりますので、見積り合わせでデザインを委託している状況でございます。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 そうしましたら、合見積りを取り、最適なところを選んでいるということですね。はい、分かりました。これで結構です。

道工委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 ないようですので、商工費を終わります。

続いて、土木費に入ります。決算書172ページから193ページをご覧ください。ただし、186ページから187ページの目3コミュニティバス運行費は他の委員会の所管ですので除きます。

質疑ございませんか。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 172、173ページにある土木管理費、土木総務費の職員手当等の中なのですが、一般職超過勤務手当というのがあります。これは240万円ぐらい上がっているのですが、恐らく、残業されているいろいろ大変な業務をされているのかと見受けられるんですね。人手が足りなかつたりする中で、今後も大丈夫かと、それこそ私もよく言っているメンタルヘルスであったりとか、そういったケアとかも今後必要になってくるぐらいの増え方と違うのかと思ったりするのですが、その辺りのお考えというか、考え方というのを教えていただきたい。

道工委員長 廣田理事。

廣田まちづくり戦略室理事 松尾委員のご質問にお答えします。

土木下水道課の超過勤務につきましては、委員ご指摘のとおり、昨年、令和3年度と比べましても、ちょっと増加傾向でございます。まだ今現在、令和4年度とか、西畑線とか、池谷向出連絡線などの補助事業の工事に加えて、いろんな町単独工事、維持補修等の工事もかなりあって、ちょっと超過勤務が増えている状況でございます。

各職員の超過勤務に関しましては、できるだけ月45時間以内、年間360時間以内に収まるような形で依頼等はしておるんですけど、なかなかその中には収まらない状況ではありますが、各個人で超過勤務とか、かなり負担になった場合、人事のほうに相談して、産業医との面談とかも進めたり、その辺、担当課の所属長とも話をしながらケアしていく予定です。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 なかなかその根本が解決できないと、産業医の手であったりとか、またいろんなその仕組みづくりがある、できるのは分かるのですが、そもそも多分、専門職になるから難しいかもしれないですけども、やはり人員配置がどうなのか疑問に思えて仕方がないのです。これがずっといつまで続くのかがまだ見えない中で、これを続けていくと本当に職員の皆さんのやる気であったり、体の不調とかであったり、過去にもそういうのがあったから、一般質問でも私は何度も取り上げさせてもらっています。このメンタルヘルスのこと。何とか改善していただきたい。私もよく住民さんから相談を受けて、土木下水道課の皆さんにお世話になっているのですが、案件が多いだけに、やはり人員配置はもうちょっと見直していただくと必要があるのかなと思うのです。その辺りについて、いかがですか。

道工委員長 廣田理事。

廣田まちづくり戦略室理事 松尾委員のご質問にお答えします。

委員おっしゃるとおり、なかなか業務量自体が減らない状態がここ数年続いておりますので、人員配置につきましては、もちろん全体的なバランスも見ながら、今後も検討していく予定でございます。

道工委員長 松尾委員。

松尾委員 もう私から言うのはもうこれで精いっぱいです。もう本当に現状をよく把握し、その仕事量の把握をしていただいて、適切な人員配置をお願いするしかないと思いますので、お願いしたいと思います。

同じ案件で、これは175ページでもありますよね。道路橋りょう総務費の中にも一般職超過勤務手当というのが、これも倍近くになっているものもあります。これも併せて要望しておきたいと思います。

道工委員長 他にございませんか。奥野委員。

奥野委員 私も松尾委員と一緒にところをお聞きしようと思っています。土木費の173ページの一般職の、先ほどの超過勤務手当ですが、651万1,000何がし。先ほど月45時間以内というような答弁があったかと思うのですが、当然、この時間内だとは思いますが、申告は実際は45時間に収めているけれど、いやいや事実はない話はないのでしょうか。ないとは思いますが。

道工委員長 廣田理事。

廣田まちづくり戦略室理事 超過勤務時間の上限に関しましては、ちょっと遅くなったんですけども、令和4年12月に規則改正をしまして、基本的には月45時間以内、年間360時間以内ということで、労基法上で定められている制限を規則ではつけております。ただ、特に日常的に、例えば土木下水道課とか、日中、現場確認等があって、夜の部に積算事務等をやっていると、かなり超過勤務が増えてくる状況ではあるんですけども、できるだけ年間360時間を超えないような、月々45時間超えたとしても、年間何とか360時間に収まるようお願いしているところでございます。

道工委員長 奥野委員。

奥野委員 当然、基準内のことだと思いますけれど。ちなみに、この656万円は何人の職員さんの分ということになりますか。

道工委員長 手元に資料がなかったら後ほどでも。廣田理事。

廣田まちづくり戦略室理事 土木費の道路橋梁総務費の職員手当の中の超過勤務手当のところですけども、ここの項目では、もともと橋梁等で2名の支出をしています。なので、超過勤務手当に関しましても2名分の超過勤務手当の支出になってございます。

道工委員長 奥野委員。

奥野委員 特に土木のご担当の方は遅くまで頑張ってくださいいておりますので、職員さんも少ない中のご苦勞をかけていると思うのですが、くれぐれも健康には留意いただきたいと思います。

道工委員長 再答弁ありますか。廣田理事。

廣田まちづくり戦略室理事 先ほどの奥野委員の質問の中で、超過勤務の支出に関する人数の件をご質問されていたんですけども、先ほど私のほうで答えさせていただいたのは、道路橋梁総務費のほうで、172ページ、173ページの土木費の土木総務費の超過勤務手当に関しまして、その部分に関しては、656万1,852円なんですけども、その人数に関しましては、もともとここで支給している給与に関しましては10名の給与の支給をしております。そのうち管理職が1名入ってますので、9名の超過勤務手当ということでございます。失礼しました。

道工委員長 よろしいですか。他にございませんか。竹原委員。

竹原委員 現在は土木費ですね。185ページをお願いします。都市計画総務費の中で節で18負担金、補助金及び交付金の2つ目です。ブロック塀撤去改修補助金、150万円が執行されておりますが、何件分になりますか、ご答弁をお願いします。

道工委員長 佐々木副理事。

佐々木都市整備部副理事 竹原委員のご質問にお答えさせていただきます。

ブロック塀の撤去改修補助金としましては、件数としては10件分となります。

道工委員長 竹原委員。

竹原委員 それでは、その10件ともマックスが15万円を10件ということでよろしいでしょうか。

道工委員長 佐々木副理事。

佐々木都市整備部副理事 竹原委員のご質問にお答えさせていただきます。

内訳としましては、1件当たり15万円の10件となります。

竹原委員 確認させていただきました。

質問を変えます。その2つほど上に、孝子連絡線開通式で、この開通式に私も出させていただきますして、徒歩で渡らせていただきました。この道路の仕様に関しまして少し教えてほしいことがございます。便利にというか、安全に、上孝子地区に行けるようになったのかと思っておりますが、利用状況といたしますか、上

孝子の方、みなさんが通られているのかなというのがとても心配でございます。

道工委員長 竹原委員、今、決算をしているので、決算に関わることをしてください。

竹原委員 そうですか。

道工委員長 また、後刻聞いてください。

竹原委員 そうですか、そうします。

道工委員長 他にございませんか。

坂原委員。

坂原委員 181ページです。一番上にある岬町内通学路安全対策工事、この全部の詳細はいいですが、ちょっと簡単な部分だけ、大まかにお願いします。

道工委員長 小坂課長。

小坂土木下水道課（土木担当）課長 坂原委員のご質問にお答えいたします。

岬町町内通学安全対策工事の内容になるんですけども、まずこのいきさつなんですけども、千葉県の方で学童の列にトラックが突っ込むという痛ましい事故がございまして、その後、警察、学校、道路管理者、三者で通学路の点検を行いまして、道路管理者として対策をしてほしいという箇所について、今回、対策工事を行っております。

内容としましては、町道、全部で12路線やっております。内訳としましては区画線、外側線のラインが消えているところの復旧でありますとか、あとグリーンのカラー舗装をやって、安全に小学生が通れるようにしたりとか、あと通学路の交差点で出会い頭の衝突のような危険性があるところに対して、交差点のカラー舗装などの工事になります。

道工委員長 坂原委員。

坂原委員 件数は結構多いでしょうから、一遍には言えないと思いますが、そういうことだろうと思います。

もう一点お願いします。183ページです。節14の工事請負費になるのですが、淡輪地区、これは何て読むのでしょうか、大溝、これは地名ですか。この内容をお願いします。

道工委員長 小坂課長。

小坂土木下水道課（土木担当）課長 坂原委員のご質問にお答えいたします。

淡輪地区大溝水路改修工事の内容ですけども、ちょうど場所がみさき公園の裏

というか、海側の駐車場があったおかの食堂辺りの水路が、大雨時によくあふれておりましたので、一部よくあふれる区間につきまして、水路の改修工事、14メートルしております、今の既設の水路の幅を広げて、水があふれないような改修工事を行いました。

道工委員長 他にございませんか。

出口副委員長。

出口副委員長 179ページの節16公有財産購入費の部分で、町道池谷向出連絡線用地買収費ということで、776万1,736円ですか。これは記入されていませんけれども、これは用地買収が何件かあって、坪数がどれだけあったのか、それと坪単価はどれぐらいのものか、教えてもらえますか。

道工委員長 小坂課長。

小坂土木下水道課（土木担当）課長 出口委員のご質問にお答えいたします。

まず町道池谷向出連絡線の用地買収ですけども、まず筆としましては11筆買収しております。地権者が4名で約520平米でございます。単価のほう、すみません、すぐ出てないんですけども、買収額が776万円で、面積が520平米ですので、平米当たり約1万5,000円になります。

出口副委員長 もう1件お願いします。節21の補償及び補填及び賠償金なのですが、この中で同じく、町道池谷向出連絡線用地買収に伴う物件の補償費となっておりますが、これは私の見た感じでは、1件しか物件なかったような気がしますけれども、790万8,800円となっておりますが、何件かあったのですか。その辺はどうですか。

道工委員長 小坂課長。

小坂土木下水道課（土木担当）課長 出口委員のご質問にお答えいたします

池谷向出連絡線用地買収に伴う物件補償なんですけども、委員おっしゃるとおり、まず入り口のところの倉庫、そちらを補償しております。あと、その倉庫についておりました看板、6つありまして、そういう補償もしなければいけないということで、させていただいております。あと、南海さんの鉄道を守るためにあった金網柵なんかも邪魔になってきましたので、そちらも補償したりとか、あとその先の畑等の立木等、あとブロック塀等の補償をしております。

道工委員長 よろしいですか。

出口副委員長 はい、よく分かりました。確か物件は1件しかなかった。ところがその看板とか、そういうものの補償まで分からなかったもので質問させてもらいました。

道工委員長 他にないようですので、土木費につきましてはこれで質疑を。まだあるのですか。松尾委員。

松尾委員 ページで言うと189ですが、みさき公園費の報償費です。そこに新たなみさき公園整備運営等に係る学識経験者報償費ということで7万8,300円上がっているのですが、これは何回、何を聞いたのかというのを詳細に教えてもらえたらと思います。

道工委員長 新保課長。

新保産業観光促進課長 ただいまの松尾委員のご質問にお答えさせていただきます。

こちらの報償費につきましては、学識経験者への報償費になっていまして、分野でまいりますと、公園とか観光とか建築、農業、あと弁護士、それと財務分野で公認会計士、こういった先生方に専門的な見地から、今回のこの新たなみさき公園整備運営等事業の内容についてご意見をお伺いいたしました。

それで、こちらのほうでご意見を聞いた回数なんですけれども、これが9回になっております。6人、先生がいてるんですけれども、回数については分野によって異なってはくるんですけれども、その学識経験者の方に9回ご意見聞いて、こちらの決算額になっておるといところでございます。

道工委員長 よろしいですか。

それでは、以上で土木費の質疑を終わります。

続いて、災害復旧費に入ります。決算書228ページから229ページをご覧ください。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、諸支出金に入ります。決算書230ページから231ページ、海釣り公園管理基金費、目5多奈川地区多目的公園管理基金費、目7森林経営管理基金費をご覧ください。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 よろしいですか。

それではないようですので、これで質疑を終わります。

これで、諸支出金の質疑を終わります。

以上で、一般会計歳出の質疑を終了します。

続いて討論を行います。

討論ございますか。

賛成ですか、反対ですか。反対の方ございませんね。

竹原委員。

竹原委員 令和4年度の決算に関する事業、当委員会に関わることで審査させていただき、賛成の討論をさせていただきます。

多項目にわたりまして、いろいろ質問をさせていただきましたが、きちんと執行されているということを確認させていただきました。そして、今後、観光に関することでもしっかりと進めていくといった方針が示されましたので、賛成とさせていただきます。

道工委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 ないようですので、これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

認定第1号「令和4年度岬町一般会計決算の認定について」のうち、本委員会に付託された案件について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

道工委員長 満場一致であります。

よって認定第1号のうち、本委員会に付託された案件は、認定することに決定しました。

お諮りします。

暫時休憩を取るか、もうこのまま、あと残りも多くはないと思うのですが、最後まで行ってしまいませんか。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

道工委員長 それでは、続行させていただきます。

認定第4号「令和4年度岬町下水道事業特別会計決算の認定について」を議題とします。

本件については、本会議場で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

道工委員長 それでは、決算書273ページから288ページをご覧ください。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

認定第4号「令和4年度岬町下水道事業特別会計決算の認定について」、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

道工委員長 満場一致であります。

よって認定第4号は、本委員会において認定することに決定しました。

認定第5号「令和4年度岬町漁業集落排水事業特別会計決算の認定について」を議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

道工委員長 それでは、決算書289ページから298ページをご覧ください。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

認定第5号「令和4年度岬町漁業集落排水事業特別会計決算の認定について」、
原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

道工委員長 満場一致であります。

よって、認定第5号は本委員会に認定することに決定しました。

以上で、本委員会に付託を受けました案件7件については全て議了しました。

続いて、案件2その他に入ります。その他で本委員会所管の事項で何かござい
ませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 ないようですので、本日の審議経過並びに結果については、次の本会議にお
いて、委員長報告を行いますので、委員の皆様方のご協力をお願いします。

これで事業委員会を閉会します。

(午後2時34分 閉会)

以上の記録が本町議会第3回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記
するため、ここに署名する。

令和5年9月8日

岬町議会

委 員 長 道 工 晴 久